第３期かめおか
地域福祉活動計画

中間見直し　令和6年～令和9年
2024～2027年

令和７年（2025年）３月

（福）亀岡市社会福祉協議会

ご挨拶

亀岡市社会福祉協議会では、「互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり」を基本理念とする「第3期かめおか地域福祉活動計画」を策定し、「安全・安心に暮らしていけるコミュニティをつくろう」、「地域で支え合う福祉のネットワークをつくろう」、「必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう」を基本目標に定めて各事業に取り組んでいます。
この計画は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）の5か年で実施することとしておりますが、この間、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化、地域を取り巻く環境の変化などにより、地域課題がより複雑化、複合化するとともに、新たな地域課題も顕在化してまいりました。

こうした状況を踏まえ、当協議会では「第3期かめおか地域福祉活動計画」をもとに取り組んでいる事業の成果を振り返るとともに、地域の生活・福祉課題を抽出し、より対象者のニーズに寄り添った活動につなげるため、計画の中間見直しを行いました。

今回の中間見直しでは、令和6年（2024年）3月に亀岡市において策定された「第3期亀岡市地域福祉計画　令和5年度（2023年度）中間見直し」との整合を図りながら、基本目標ごとに重点的に取り組む事業を盛り込むとともに、目指す地域の姿を見える化することで、地域住民の皆さまとともに取り組みを進めていく決意を改めてお示ししています。

今後、地域住民の皆さま、行政及び関係機関と手を携え、力を合わせて地域福祉の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定に際し貴重なご意見をいただきました策定委員の皆さまをはじめ、策定にご協力いただきました皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和7年(2025年)3月

社会福祉法人　亀岡市社会福祉協議会
会長　木村　好孝

ご挨拶

この計画は、2022年に亀岡市社会福祉協議会が作成した「第3期かめおか地域福祉活動計画」を、中間の段階で見直し改訂を加えた計画になります。
第3期計画は2022年度から2026年度までの5年間の計画ですが、この数年間、地域の福祉課題がどう変化しているのかを把握し、さらに第3期計画の実施状況や地域福祉活動の到達点を共有しつつ、第3期計画をより実効性ある形で積極的に前に進めるために、見直しを行ったものです。
そのうえで、この計画の実施期間を2026年度まで延長しました。
地域福祉の計画は二つあります。ひとつは、社会福祉法に定められている「地域福祉計画」ですが、これは市町村が策定するもので、すでに「第3期亀岡市地域福祉計画」があり、昨年度、先行して「中間見直し」が行われています（2021年度から2025年度）。
一方で、「地域福祉活動計画」といわれる計画は、2000年に社会福祉法ができる（社会福祉事業法の改正）以前から、各市町村の社会福祉協議会が独自に策定してきたものです。
地域福祉という領域は、行政施策や制度が先行してつくられた領域ではなく、住民組織や社会福祉協議会、ボランティア、地域の社会福祉事業が先行してつくってきた開拓的な領域であり、その目覚ましい発展をふまえて、社会福祉事業法を改正し社会福祉法をつくるときに、法文のなかに盛り込まれるようになったものです。
「先に住民ありき」、これが地域福祉の特長のひとつです。いいかえると、地域福祉は地域住民が社協や福祉事業体と共同しながらつくっていくもので、住民の皆さんの理解と参加・参画なしには、前に進みません。これを「住民主体」といってきました。
2000年の社会福祉法で地域福祉が法定化された意味は、住民主体の地域福祉を創るための基盤や支援体制を整備すること、福祉制度と関連する各制度を地域特性や地域課題にあわせて十分に機能させる手立てをとり、住民が地域で住み続けられる条件をつくることを内容としています。地方自治体のそもそもの役割と責任を、地域福祉という観点から再構成させようとしたことが、その意味なのです。
社協の策定する「地域福祉活動計画」と、行政の策定する「地域福祉計画」は、車の両輪といえます。
今回の見直しでは、いったい社会福祉協議会とはどういう組織なのか、なんのための組織なのかが、あらためて議論になりました。地域福祉では、福祉課題に関する住民の関心や自発性、参加・参画を大切にしますが、住民がバラバラでは地域福祉は推進できません。
また、多様な組織による多様な活動が、つながることができなければ、福祉のまちづくりにはなりません。さらに、住民と福祉職員や行政職員が協働するためには、みんながあつまり議論し課題を共有し共同する場が必要です。
参加、繋げる、共有、共同、協働…これらが仕事のキーワードになる専門性をもった職員がいる団体が、市社会福祉協議会です。市社協が存在しなければ、地域福祉は構築できません。したがって、全国どこの市町村にも社会福祉協議会があり、職員がいます。
策定委員会にかかわったものとして、より多くの市民のみなさんに、この第3期計画についてご理解をいただくとともに、亀岡市社会福祉協議会についても関心と理解を深めていただくことを、お願い申し上げます。

令和7年(2025年)3月

地域福祉活動計画策定委員会 委員長
佛教大学 社会福祉学部
教授 岡﨑 祐司

地域福祉の主役は住民のみなさんです

「地域福祉」とは、安心して自分らしく暮らせる地域をつくることです。
そのために、亀岡市社会福祉協議会と住民の皆さんが「地域福祉」について一緒に考え、活動していくものが「地域福祉活動計画」です。いわばガイドブックのようなものです。

地域福祉活動計画について(イメージ図)

地域福祉活動計画を持って一緒に歩き出しましょう！

地域づくりのサポーター(社協会員)が必要です

↓

社協会員については
P.4、39をご覧ください

市社協は皆さんの悩みや思いに寄り添います

市社協は地域の皆さんとのつながりを大切にします

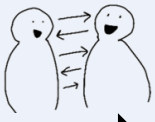

地域福祉

地域の皆さんが主体的に取り組む活動を応援します

互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり

※具体的な活動ができなくても、社協会員になることで、地域福祉活動を応援することができます。

地域づくりのサポーター(社協会員)募集中

本計画策定にあたり、社協会費の一部を活用させていただきました。ご協力いただきありがとうございます。今後とも地域の皆さまのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

各地域での取り組みを発信しています！
ご登録よろしくお願いします！

亀岡市社協公式LINE

公式Facebook

公式インスタグラム

KAMEOKASISYAKYO

もくじ

第1章 活動計画の見直しにあたって・・・

第1章

活動計画の見直しにあたって

1. 計画見直しの目的

亀岡市社会福祉協議会では、令和4年(2022年)3月に「第3期かめおか地域福祉活動計画」を策定し、3つの基本目標に沿って、「互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり」の実現に取り組んできました。

一方で、少子高齢化や核家族化が進行するなかで価値観・ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境が急速に変化してきており、日常生活に支援が必要な方の増加、ボランティアで地域福祉を支える担い手不足など、様々な地域課題が深刻化しています。また、コロナ禍が地域社会や日常生活に与えた影響は未だに大きく、人と人とのつながりが希薄化し、社会的孤立やひきこもり、生活困窮など、複雑・複合化した課題を抱える方が増加しています。

今回は、地域でのつながりづくりの推進や、ボランティア活動推進、関係機関とのネットワーク強化による支援体制の充実により、様々な地域課題に対して継続的な伴走支援を行うために、「第3期かめおか地域福祉活動計画」の中間見直しを行います。

また、中間見直しを行うにあたり、亀岡市社会福祉協議会の全職員が「地域福祉」を意識し、「互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり」を目指して、地域の方と一緒に各事業を推進していきます。

2. 計画の位置づけ

令和6年(2024年)に亀岡市が策定した、「第3期亀岡市地域福祉計画 令和5年度(2023年度)中間見直し」は「認めあい、支えあい、助け合える ずっと住みたい笑顔のまちづくり」を基本理念とした、地域づくりの基盤や体制等の総合的な方針を示した計画です。

一方で、亀岡市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、「住民主体」の地域福祉活動を実践するための具体的な取り組みを示す計画となります。

亀岡市が定める計画と、社会福祉協議会が定める計画を一体的に推進することで、地域共生社会の実現を目指します。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間としていましたが、今回の見直しに伴い、亀岡市が定める「第3期亀岡市地域福祉計画 令和5年度(2023年度)中間見直し」と一体的に推進するために、本計画も延長することとします。

(年度)

計画名	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年	令和9年 2027年
亀岡市 地域福祉計画	第3期計画				延長		
			中間見直し			第4期 策定	
かめおか 地域福祉活動計画		第3期計画			延長		
	第3期 策定			中間見直し			第4期 策定

4. 亀岡市社会福祉協議会について

社会福祉協議会とは

・社会福祉法第109条において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、全国・都道府県・政令指定都市、市町村に設置されています。
・地域福祉の推進を目的とした非営利の民間組織(社会福祉法人)で、民間組織としての「自主性」と公的役割の発揮が求められる「公共性」の2つの側面を併せ持った組織です。
・誰もが住み慣れた地域で安心して生活することのできるまちを目指し、自治会、民生委員児童委員、ボランティア、福祉関係機関、行政等と協力して、様々な場面で地域福祉の推進に取り組んでいます。

亀岡市社会福祉協議会とは

・昭和30年(1955年)に設立し、昭和48年(1973年)に法人化。令和5年(2023年)には法人化50周年を迎えました。
・ガレリアかめおかの西隣にある、ふれあいプラザ内(余部町樋又61-1)にあり、年間20,000人以上の方が様々な事業を通じて利用されています。

○ 組織体制 ○

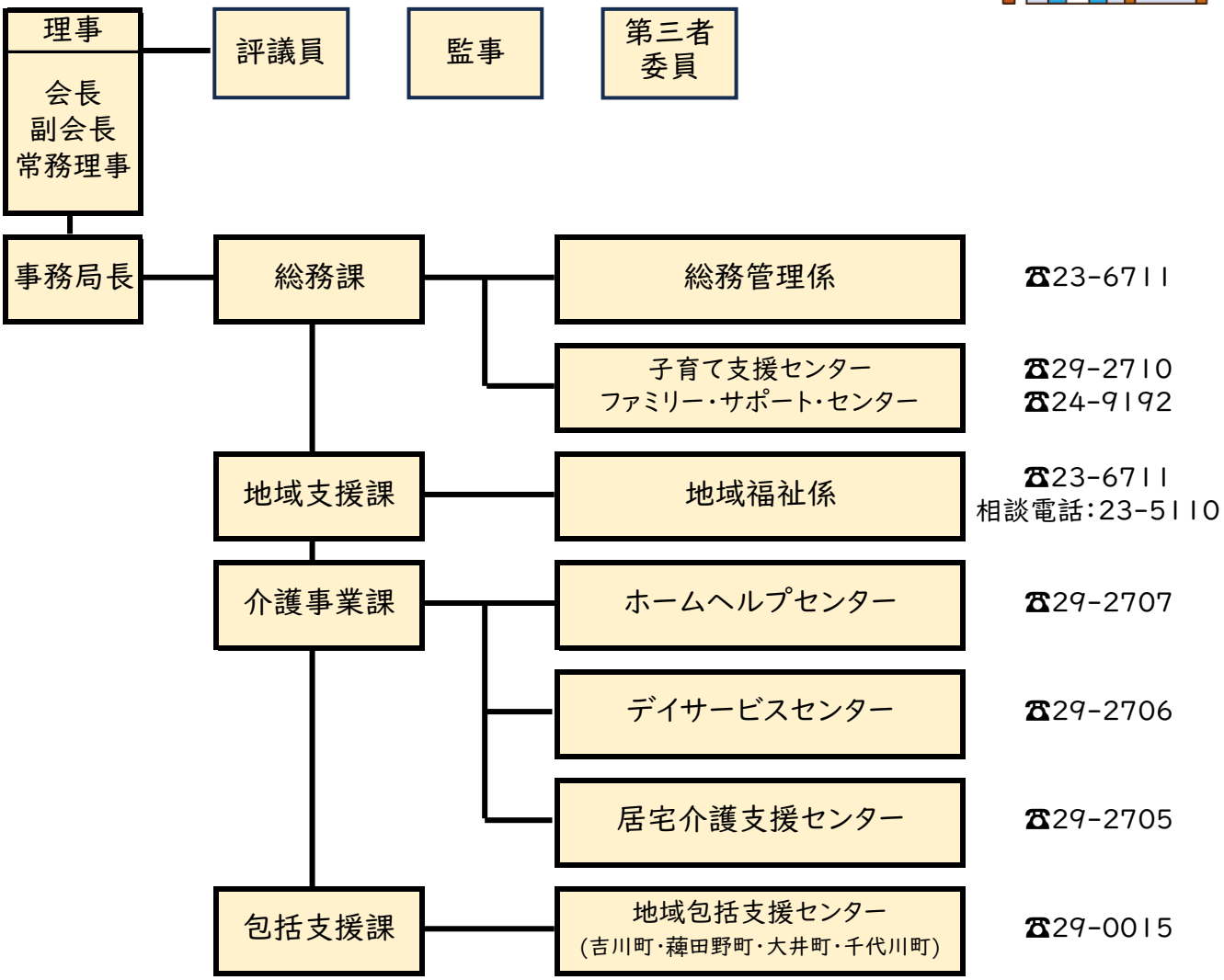

4-(1). 総務課について

総務管理係　組織が活動し続けるための役割を担っています。

組織基盤強化

○正副会長会・理事会・評議員会・各部会・委員会の開催、社協内の連携
○職責に合わせた人材育成や研修計画
○社協会員・賛助会員の拡大

財政基盤強化

○地域福祉推進のため、会費などの財源確保につながる創意工夫

広報

○広報誌「社協かめおか」の発行、ホームページの運営

福祉用具貸出事業

○介護用品貸出
（車いす、介護ベッド）
○レクリエーショングッズ等備品貸出

亀岡市共同募金委員会（事務局）

○市内の福祉活動への助成や、支援が必要な人たちのために活用できるよう、「赤い羽根共同募金運動」と「歳末たすけあい募金運動」を推進しています。

社協会員（会費）についてよくあるご質問

Q1：会員になってメリットはあるの？

A1：直接的なメリット・特典はありません。しかし、困りごとを抱える人に必要な支援を届けるには、多くの人の協力が必要です。その活動を支えるために会費が使われています。

Q2：会費は具体的に何に使われているの？

A2：上記のような活動費の一部や、車椅子・介護ベッド貸出事業、地域の福祉活動に充てていただく地域福祉活動助成金として会費の一部を自治会へ助成しています。

Q3：会員証はありますか？いつどこで払えばいい？

A3：会員証については発行していません。毎年8～9月の2ヶ月間を会員（会費）募集の強化月間とし、各自治会を通じて会員（会費）を集めていただいています。社協でも受付けています。

Q4：秋～冬にかけて依頼のある募金との違いは？

A4：10月…赤い羽根共同募金運動
高齢者や障がい児者、子育てなど様々な福祉活動に助成され、誰もが暮らしやすいまちづくりのために役立てられています。
12月…歳末たすけあい募金運動
新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を重点的に展開するものです。

子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター

かめおかっこひろば

○親子で自由に遊んだり、一緒におしゃべりをしたり、ゆったり楽しい時間が流れています。月齢別つどい事業をしたり、子育てについての相談を受けたり、子育て支援の情報提供をしています。これから子育てを始める人や子育て中のご家族ならどなたでも利用できます。

かめまるランド

○天候に左右されることなく、広い空間でボーネルンドの遊具等で親子が一緒にのびのびと遊んでいます。子育て支援の情報提供も行っており、未就学児のおられるご家族なら、どなたでも利用できます。

ファミリー・サポート・センター

○育児のサポートを受けたい人とサポートをしたい人とがそれぞれ「おねがい会員」「まかせて会員」として登録し、センター事務局がその橋渡し役となって、困った時には会員同士が地域の中で子どもの世話を一時的に行う有償ボランティア活動です。

4-(2). 地域支援課について

地域福祉係　個別支援や地域支援を一体的に行っています。

地域支援課では様々な相談を通して、ニーズに応じた各事業を推進しています。

母子家庭で、収入が少なく進学することが難しい。子どもの夢を実現させてあげたいし、経済的に助けてもらいたい。

90歳になり、免許を返納し、買い物が不便になった。近くに頼れる親族もいない。誰かに買い物をお願いしたい。

自分の子どもがひきこもりになっていて、相談できる相手がいない。子どもの今後のことも心配。どういう機関に相談したらよいか。

生活困窮 ⇒ 今日食べる物がない ⇒ 金銭管理が不安 ⇒ 孤立

介護予防 ⇒ ボランティアしたい ⇒ 助成金活用したい ⇒ 生活支援

京都市内で働いていたが、定年退職をした。自分の生きがいを探したい。せっかく亀岡に住んでいるので、地元で活動したい。

近所の人と、ふれあいサロンを立ち上げたい。体操や手芸活動で、地域のつながりづくりをしたい。他地域はどんな活動をしているか。

障がい者支援に興味があり、誰かを支えたい。日中は別の活動をしているので、隙間時間を活用して何かしてみたい。

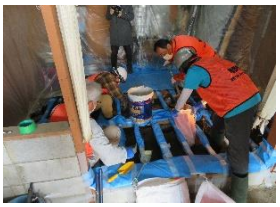

地域や住民のことを知り、地域の方や関係機関と一緒に地域づくりを進めています。

4-(3). 介護事業課/包括支援課について

介護事業課

高齢や障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、介護保険・障害福祉サービスの支援を行っています。

ホームヘルプセンター

○ 訪問介護・居宅介護 ○

高齢や障がいのある人が可能な限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるようヘルパーが自宅を訪問して入浴・排泄・食事等の身体介護や、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助など日常生活のサポートを行います。

○ 行動援護 ○

知的・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常時介護や見守りが必要な方への支援を行います。

○ ガイドヘルパー派遣事業 ○

外出時の移動に支援を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣して移動支援を行います。

訪問介護事業及び第一号訪問介護事業（高齢者）

対象者：要支援、要介護認定を受けておられる方

居宅介護事業(障がい者)

対象者：受給決定を受けた、身体・知的・精神障がい者及び障がい児

ガレリアかめおかデイサービスセンター

自宅で自立した生活が行えるように入浴、排泄、食事等のサービス提供をしています。利用者が楽しく通えるように、体操や季節を感じる行事など様々なプログラムを用意しています。ボランティアによるギター演奏や口腔体操なども実施しています。デイサービスは外出や人と触れ合ったりできるため、閉じこもりや孤立を防ぐことにつながります。また、介護者負担の軽減にもつながります。

居宅介護支援センター

本人や家族の心身の状況や生活環境、希望などに沿って、要介護認定者に対して、自宅で自立した生活を送るために、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成し、そのプランに基づいて介護保険サービスなどを提供する事業者との連絡や調整を行います。

包括支援課

高齢の人が住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられるように、介護・福祉・保険・医療等の様々な面で支援を行うための総合相談窓口として、亀岡市が7つの地域に地域包括支援センターを設置しています。介護保険や介護予防、権利擁護、高齢者に関わる地域づくりなど、困ったときは、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

亀岡市社会福祉協議会は中部地区を担当しています

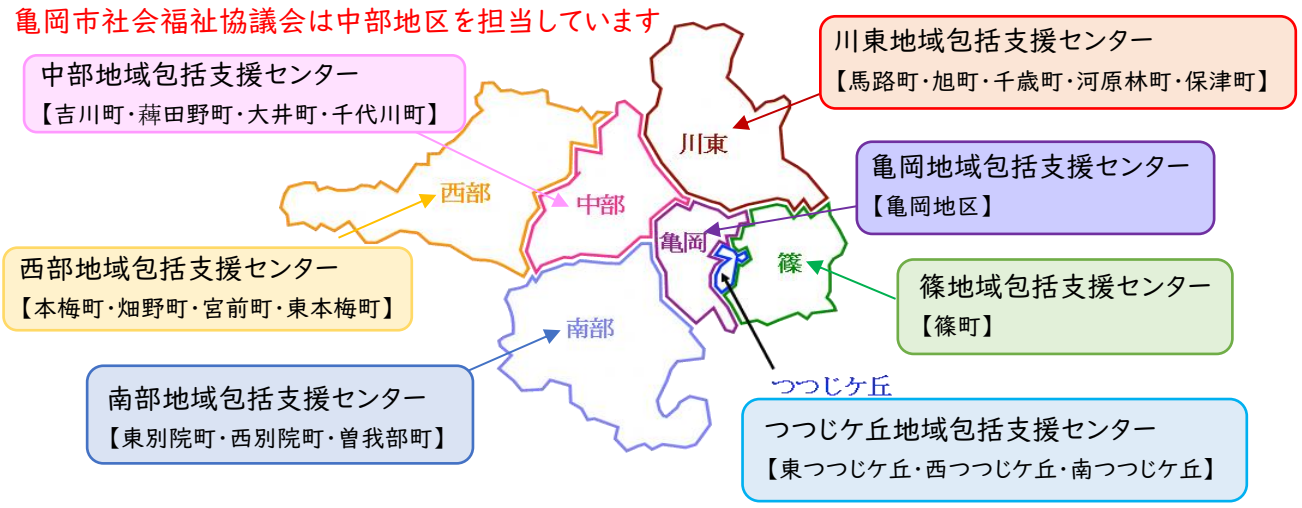

5. 地域福祉に関わる動向

新型コロナウイルスは、日常生活に大きな影響を与えました。地域福祉活動に与えた影響を「悪い影響」「良い影響」で整理しました。現在はコロナ禍を乗り越え、様々な地域福祉活動が展開されています。

悪い影響

・ボランティアやふれあいサロンなどの地域福祉活動が中止になり、地域住民同士のつながりが希薄になりました。(例：活動に参加できなくなったので、要介護度が上がった。)
・地域行事の参加者や役員の担い手不足など従来からの課題が、コロナ禍で加速しました。
・失職や休職により、生活が苦しくなり特例貸付を利用する人が増加しました。
(亀岡市で3,388件、約14億円を貸付)

良い影響

・SNSの活用やZOOM等のオンラインの取り組みが進みました。
・人とのつながりの大切さを認識し、新たな地域福祉活動が始まりました。
(サロン団体数：コロナ前83団体→コロナ後102団体)
・保健師との地域訪問など、関係機関との連携が密になりました。
・助成金の見直しを行い、活動がなくならないように柔軟な対応をすることができました。

ヤングケアラーについて

ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされています。(子ども・若者育成支援推進法)
家族の状況、内容や量(頻度や時間)、責任の度合いによって、「お手伝い」と「ヤングケアラー」の違いになると言われています。

亀岡市社会福祉協議会でも、住民と共にヤングケアラーに関する講演会を開催し、接し方や支援の注意点を学ぶことができました。

また、亀岡市にはヤングケアラーコーディネーターが配置されています。

合理的配慮の義務化

普段の生活の中で提供されている設備やサービスには、障がいのある人にとっては利用が難しく、活動が制限されてしまう場合があります。障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除く何らかの意思を伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で、必要で合理的な配慮を行うのが、「合理的配慮の提供」です。

令和6年(2024年)4月から、民間事業者(ボランティア団体、自治会等も対象)による「合理的配慮の提供」が義務化となりました。

一人ひとりの障がいに合わせて必要な対応を確認し、お互いの考えや事情を伝えあいながら、納得できる方法を一緒に考えることが大切です。

上記以外に、8050問題、ダブルケア、ひきこもり、外国人支援など様々な地域課題があります。

本計画で取り組むべきSDGｓ(持続可能な開発目標)の視点

本計画において関連が大きい10個の目標について地域福祉を推進する視点として取り入れ、取組を進めます。

6.「第3期亀岡市地域福祉計画」について

「第3期亀岡市地域福祉計画　令和5年度(2023年度)中間見直し」について

2.計画の位置づけ(P.2)にも記載しているとおり、本計画は、亀岡市が定めている地域福祉計画と一体的に推進することで、地域共生社会の実現を目指しています。下記は亀岡市が定めている地域福祉計画の抜粋です。
★は「重点的に取り組む項目」となっています。

○ 基本理念 ○

「認めあい、支えあい、助け合える　ずっと住みたい笑顔のまちづくり」

第3期 亀岡市地域福祉計画　令和5年度(2023年度)中間見直し

基本目標１　誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり

(１)安心して暮らし続けられる環境づくり
　★困りごとの早期発見、多様な社会資源の発掘や把握
(2)日常生活を支える支援の充実
　★情報発信の強化
(3)災害時の支えあいの仕組みづくり

基本目標2　つながりによる福祉の基盤づくり

(１)市民参加による地域福祉の推進
　★民生委員・児童委員活動へのサポート体制の強化
(2)ボランティア・市民活動の推進
(3)新たな担い手の育成
　★多様な人材育成のための活動の充実、活躍できる場づくりと情報発信

基本目標3　地域課題を解決する支援体制づくり

(１)包括的・重層的支援体制の推進
　★複雑で複合化した課題に対する支援
(2)相談窓口機能の充実
　★身近で分野にとらわれない相談窓口の充実
(3)権利擁護体制の充実

下記の2次元コードを読み取ることで、「第3期亀岡市地域福祉計画　令和5年度(2023年度)中間見直し」をご覧いただけます。
(発行：亀岡市 健康福祉部 地域福祉課)

全国的な地域福祉の動向や、本市を取り巻く環境として人口データ・民生委員やボランティア団体に実施したアンケート結果も記載されています。

7.「重層的支援体制整備事業」について

亀岡市では令和6年度(2024年度)から本格実施された事業です。
１つの支援機関では解決に導くことが困難な課題(8050問題やヤングケアラー、ゴミ屋敷など)を地域の方・亀岡市関係各課や亀岡市社会福祉協議会などの関係機関がチームとなり連携し、解決に向けた支援を対象者と共に考えていく仕組みです。

「認めあい、支えあい、助け合える　ずっと住みたい笑顔のまちづくり」

重層的支援体制整備事業　(地域住民をはじめ様々な団体と行政、専門職たちの包括的支援体制で解決する仕組み)

包括的相談支援事業	多機関協働事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	**参加支援事業**	地域づくり事業
世代や属性を超えた相談を受け止めます。	支援機関が参集し情報共有を行い、支援方法や役割を調整し、連携して支援を行います。	自ら支援につながることが難しい方を見つけ、継続的な支援を行い本人との関係構築を図ります。	本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で、社会とのつながりをつくるための支援を実施します。	交流・参加・学びの機会を生み出すための支援や地域福祉活動の活性化を図ります。

重層的支援体制整備事業の制度については、こちらの2次元コードからご覧いただけます。

亀岡市社会福祉協議会では、令和6年度(2024年度)から「参加支援事業」を実施しています。他の事業についても、様々な分野で参画しています。

参加支援事業で実施していること

当事者が抱える課題の解決が難しくなっている背景の１つとして、地域社会との関係が希薄であることが挙げられます。参加支援事業では、当事者の社会参加をサポートするため、地域や様々な団体等と連携し、交流の場づくりや就労支援、居場所づくりなどに取り組みます。事業実施にあたり、当事者のニーズ把握や、今後の事業の在り方を検討するためにアンケート調査を実施しました。今後アンケート調査の結果を踏まえ、多様なケースに対応できるオーダーメイドの社会参加の支援を進めます。

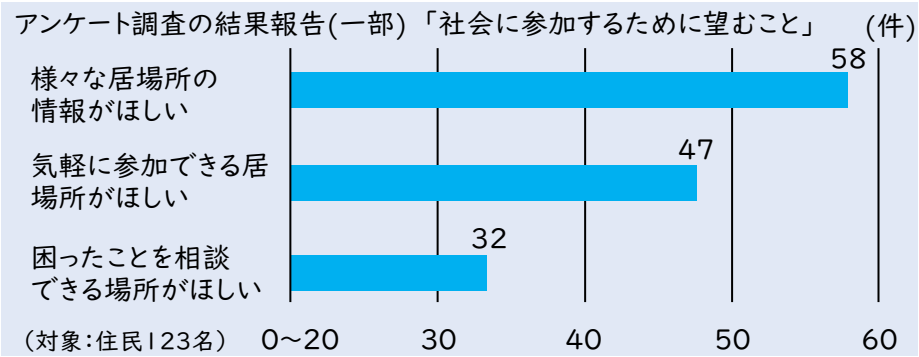

就労支援先の開拓

第2章

計画の中間評価

令和4年(2022年)3月～令和7年(2025年)2月

1. 計画の中間評価（施策体系）

地域福祉活動計画の見直しにあたり、これまでの取り組みについて、各目標や項目に沿って、各担当者による「成果と課題」をまとめました。また、23ページからは各事業を通して把握した、住民の思いや声を記載しています。

基本理念　第3期 かめおか地域福祉活動計画

互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり

基本目標1　安全・安心に暮らしていけるコミュニティをつくろう

(1)誰にとっても安心できる地域づくり　P.13	①見守り活動の活性化 ②地域での居場所づくり ③生きがいと社会参加の促進
(2)日常生活を支える支援の充実　P.14、15	①生活支援サービスの充実 ②生活困窮者への支援 ③生活環境の整備
(3)災害時の支え合いの仕組みづくり　P.16	①防災・減災意識の向上 ②災害時における被災者支援

基本目標2　地域で支え合う福祉のネットワークをつくろう

(1)住民参加による地域福祉の推進　P.17	①見守り・支え合いの体制の充実 ②地域のサロン活動等による地域交流の促進 ③身近な地域での福祉についての学びや情報共有の強化
(2)ボランティア・市民活動の推進　P.18	①地域福祉活動を行う活動団体への支援 ②ボランティア活動の情報発信 ③市民協働の促進
(3)新たな担い手の育成　P.19	①生涯を通じて行う福祉教育の推進 ②担い手の育成に向けた活動の充実 ③活躍できる場の拡大

基本目標3　必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

(1)相談窓口機能の充実　P.20	①各分野の相談窓口の充実 ②身近で分野にとらわれない相談窓口の強化
(2)権利擁護体制の充実　P.21	①成年後見制度の利用促進 ②金銭管理に関するサービス啓発 ③虐待防止の取り組み

基本目標Ⅰ　安全・安心に暮らしていけるコミュニティをつくろう

中間評価

(1) 誰にとっても安心できる地域づくり

社会的孤立防止対策事業

成　果

・交流会でサロン活動者がお互いに情報交換し、ボランティアグループとつながることができた。
・お寺や自宅など新たな形でサロン活動が広がりをみせている。
・サロン活動への積極的な訪問活動を行うことにより、地域の声を知ることができた。
・赤い羽根共同募金助成金により、新たなサロン活動が立ち上がりやすくなった。

課　題

・障がいや子育て分野のサロンが少ない。
・対象を限定しない誰でも受け入れることのできるサロンが少ない。

ひきこもりサポート事業

成　果

・絆HUB会議、なんたん絆ネットワーク会議に参加し、ひきこもりの定義や対応方法を学び、南丹地域の関係団体との連携を図ることができた。
・年5回家族教室を開催し、ひきこもり当事者への対応などを知ってもらう機会や参加者同士の交流を行う機会となっている。
・居場所「秋桜」を開催し、ひきこもり当事者の人や家族が参加してもらえる場となっており、継続的に参加される方もおられる。

課　題

・毎年同じような取組になっており、参加者も同じで、多様な参加の場になっていない。
・ひきこもり当事者や家族が参加しやすいような場の設定が困難。
・ひきこもり当事者の把握が困難であり、訪問活動などの対応が積極的にできていない。

高齢者介護予防拠点活動支援事業

成　果

・体操や手芸活動が地域での生活継続につながり、認知機能や身体機能の低下を予防できた。
・ふれあいサロンのモデルとして活動を実施し、現在はふれあいサロンが増えているなかで、一定の役割は果たしたと考えられる。

課　題

・参加のための送迎手段が乏しい。(参加者の高齢化に伴い、送迎が必須となっている。)

コラム　「つながりづくりに活用されています」
～赤い羽根共同募金 配分金助成事業～

様々な地域課題解決に向けた取り組みや、つながりづくりに対して、亀岡市で集まった募金を、地域のみなさんにご活用いただく事業です。亀岡市社会福祉協議会が事務局となっており、募金の仕組みづくりや、助成金相談を受け付けています。

基本目標Ⅰ 安全・安心に暮らしていけるコミュニティをつくろう

中間評価

(2) 日常生活を支える支援の充実

生活支援体制整備事業

成 果

・住民主体の移動支援に取り組む団体が増えていること。
・年2回の全戸配布チラシにより「ともいきさん」に関する情報を発信し、移動販売や配食事業所などとの、新たなつながりをつくることができた。

課 題

・移動販売や終活のための断捨離、ゴミ出しの住民ニーズがあるが、連携先が十分でなく、民間事業所などとの連携を充実することが必要である。

福祉教育

成 果

・学校の先生から、福祉教育に関する問い合わせが増えており、他の学校の情報提供や授業の趣旨や目的を共有することができた。

課 題

・車椅子等の備品の貸し出しだけに留まってしまい、当事者との交流の場にならないことがある。

くらしのサポートサービス

成 果

・介護保険サービスでは対応できない部分を協力会員（住民の有償ボランティア）が支えることで、安心・安定した生活の維持に貢献することができた。(例：居室以外の掃除など)
・協力会員が訪問することで、お話し相手の役割も担い、心のケアや見守りにもつながっている。

課 題

・協力会員が不足している。特に地域により偏りがあり、対応しきれない地域がある。
・協力会員の高齢化により、作業内容が限られてきている。（草刈りニーズに対応しきれない）
・ゴミ出しのニーズが増えているが、時間外の対応となる場合が多く断るケースもある。
・事業の目的や趣旨が理解されておらず、対応できない依頼がある。

コラム

「住み慣れた地域で高齢になっても自分らしく生活する」
～生活支援体制整備事業～

生活支援コーディネーターが地域を訪問し、自治会や地区社協、民生委員・児童委員、サロン活動者等とつながりながらそれぞれの町の住民が望む「住み続けられる地域づくり」を、一緒に考えるサポートを行っています。

生活福祉資金貸付制度

成　果

・一時的に生活が困窮された方に対して貸付を行うことで、生活を維持し、立て直しを図ることができた。
・貸付申請の対象とならない方について、生活相談支援センターや亀岡市地域福祉課保護係と情報共有を行い、他の支援につなげることができた。
・貸付時だけでなく、償還までの期間を通して、世帯の状況を確認することができた。

課　題

・他機関への連携先が少ないこと。
・制度の狭間にある方への受け皿が少なく、連携先で使える制度が見つからない。
・償還の遅延・滞納をした方に、こちらから架電しても連絡の取れない人がいる。
(転居されており、住所変更の連絡が無い。)
・償還可能な方には償還していただく、支援が必要な方には支援をするという見極めが難しい。
・貸付だけでは、課題が解消されない困りごとを抱えている世帯について、組織内での共有や相談ができていない。

福祉金庫資金貸付制度

成　果

・手持ちのお金がなく、ライフラインのストップ・食料が購入できないといった方に貸付をすることによって、最低限の生活を維持することができた。
・福祉金庫の相談をきっかけに、他機関や生活保護の制度につなぐことができた。
・償還の遅延や滞納をしている方に連絡を取ることで、生活状況の変化に気づき、必要な制度や機関につなぐことができた。

課　題

・滞納者が転居しており、連絡の取れない人が多数いる。
（生活状況の確認ができないため他機関、制度の案内ができない。）
・貸付だけでは、課題が解消されない困りごとを抱えている世帯について、社協内での共有や相談ができていない。

コラム

野菜の寄付を通じた支援～お野菜の輪

貸付事業等の相談には、「今日食べるものがない」という相談者もおられます。そのような人たちに対して、住民の協力により、「作り過ぎた野菜や出荷できない野菜」をご寄付いただく取り組みをしています。無償で野菜をもらえる代わりにメッセージカードを書いていただく工夫をしています。

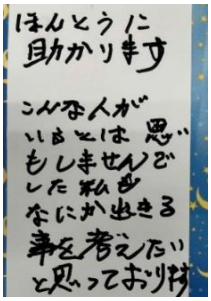

基本目標Ⅰ　安全・安心に暮らしていけるコミュニティをつくろう

中間評価

(3)　災害時の支え合いの仕組みづくり

災害ボランティアセンター

成　果

・登録ボランティアを対象に浸水被害現場を仮設しての訓練を行った。災害時における被災者支援の技術の向上につながった。
・京都府総合防災訓練でボランティアセンターの開設訓練として、平成25年(2013年)に実際に浸水被害を受けた保津町の個人宅にボランティア派遣の想定で訪問し、体験を聴く試みを行い、意識の向上につながった。
・聴覚障がい者協会が防災バンダナを作成するにあたり、助成支援を行った。(赤い羽根共同募金)
・綾部市や石川県に職員派遣を行い、被災地支援のノウハウを学んだ。

課　題

・防災に対する訓練や講演を行っても、地域住民の参加が少ないため、災害に対するさらなる啓発が必要。
・訓練や講演内容が地域住民に求められているものになっているのか検討する。
・災害時の住民同士の共助の取り組みが足りていない。
・地域住民が災害ボランティアセンターの運営方法を学ぶ訓練ができていない。

コラム

令和4年度災害ボランティアセンター訓練
～実際に行っている支援を体験～

災害ボランティアセンターに登録されているボランティアで、実際に被災地で支援を行ったことがない方を対象に、養生テープの貼り方や水分を含んだ畳の移動、床下に流入した泥の運び出し、土のう袋の作成などを体験していただきました。講師は実際に被災地支援の経験がある方を招き、注意点や被災地支援にあたる心構えなどを教えていただきました。

コラム

令和5年度災害ボランティアセンター訓練
～被災された方のお話を伺う～

平成25年(2013年)台風18号で被災された方に依頼し、当時の様子や依頼内容などを、被災した自宅を前にしてお話ししていただきました。
訓練当日は、京都府総合防災訓練も実施されており、小学校のグラウンドを拠点にして、災害ボランティアセンター設置運用訓練も実施しました。

基本目標2　地域で支え合う福祉のネットワークをつくろう

中間評価

（1）　住民参加による地域福祉の推進

福祉コミュニティづくり支援事業（地域福祉推進大会）

成　果

・「市民福祉のつどい」では、コロナ禍を機に、コンベンションホール内に各団体の催事や作品展を集約したことで団体同士の一体感が生まれ、集客力にもつながった。
・亀岡市社会福祉協議会法人化「50周年のあゆみ」の展示をしたり、抽選会方法を変更したり、新たな団体の参加、キッチンカーの参入など、少しずつ新化している。

課　題

・今後も多機関の協力を得る必要がある。
・内容がマンネリ化している。

福祉コミュニティづくり支援事業（地区社協）

成　果

・2年に1度地区社協会長会を開催し情報交換の機会を設けている。
・地区社協会長から運営に関する相談が多い。
・新たな地区社会福祉協議会が設立された。

課　題

・地区社協の担い手が不足しているという相談が多い。
・地区社協が実施する事業への訪問回数が少ない。

生活支援体制整備事業

成　果

・普段の暮らしの中の見守りや支えあいの担い手「ともいきさん」の推進。交流会の開催。
・ふれあいサロンが増加した。サロンブックを作成し可視化することができた。
・地域ケア推進会議に出席し、自治会や民生委員・児童委員、地域関係者とつながった。
・住民の主体性が高まってきている。

課　題

・ともいきさんが不足している。
・ともいきさんの活動内容の把握が十分でない。
・ともいきさん出前講座の回数が少ない。

コラム　市民福祉のつどい

毎年10月にガレリアかめおかにて「市民福祉のつどい」を開催しています。
市内の店舗・企業から協賛いただいた特産品が当たる抽選会や、各福祉団体によるブース出展など、多くの市民の来場があり、賑わいのあるイベントです。民生委員・児童委員との連携による、食糧支援の物資受付も実施しています。

基本目標2　地域で支え合う福祉のネットワークをつくろう

中間評価

(2)　ボランティア・市民活動の推進

ボランティアセンター

成　果

・コロナ禍後、ボランティアのマッチング件数が増えている。
・組織で管理しているタブレットを用いたSNSによるマッチング。
・ボランティア活動の紹介としてSNS配信を実施。
・「亀岡ボランティア連絡協議会」が解散となり、助成金の見直しを行った。
・京都先端科学大学の学生と連携し、ニュースポーツの体験や交流会を開催した。

課　題

・マッチングしたボランティア活動先への訪問ができていない。
・紙媒体でのボランティアに関する情報誌の発行ができていない。

災害ボランティアセンター

成　果

・亀岡市仏教会と災害ボランティアセンターの協力協定を結ぶことができた。

課　題

・災害時には団体から協力が必要となることも多く、人的支援や物的支援を受けるにあたり団体との協定が少ない。
・亀岡市内在住の方のボランティア登録が少ない。

コラム

大学生との連携・交流

京都先端科学大学と共催で、ニュースポーツを学べる機会と、大学生と地域住民が交流できる機会を設けました。
参加者にとってはあまり馴染みのない競技を世代・障がい問わず楽しむ機会となりました。

コラム

ボランティアセンター交流会

亀岡ボランティア連絡協議会の解散に伴い、令和6年度から総合福祉センターの一室をボランティアセンターで管理することになりました。
新たに活用したい方や既に活用している方がつながる機会となりました。

コラム

夏休み社会福祉体験学習

市内の中学校、高等学校の生徒を対象に、児童、高齢者、障がい者の分野から、1つの施設を選び、3日間体験していただく事業です。
15年以上続く事業で、保育士や介護士を目指す生徒が、実際の現場を知る貴重な機会となっています。令和6年度は、50名程度の参加があり、生徒の福祉に対する意識の高さをうかがうことができました。

基本目標2　地域で支え合う福祉のネットワークをつくろう

中間評価

(3)　新たな担い手の育成

社会的孤立防止対策事業

成　果

・寄り添いサポーターによる定期的な訪問見守り活動。定例会での情報共有や学習の場づくり。
・ヤングケアラー講演会を開催。(ファミリー・サポート・センターと共催)

課　題

・寄り添いサポーターが不足しており、業務内容が曖昧である。

ボランティアセンター

成　果

・ボランティアグループを対象に、スマホの使い方や助成金相談会を実施。

課　題

・個人で活動するボランティアの活動の場を創出できていないこと。

くらしのサポートサービス

成　果

・退職された人などに、家事援助など手軽にできることで社会貢献活動の機会を提供し、生きがいづくりになっている。活動により生活にメリハリが出て、生活が充実したといった声があった。
・協力会員が、利用会員と話すことや身体を動かすことによって介護予防につながっている。
・当事業の活動を通して、他のボランティア活動をしてもらうきっかけとなった。

課　題

・チラシや社協かめおか等の広報は行っているが、協力会員が不足している。

福祉教育

成　果

・教職員を対象とした説明会の開催で、事業に対する目的やねらいを伝えることができた。
・民間企業の従業員を対象に、手話サークルを講師として派遣し理解を深めることができた。

課　題

・高等学校からの依頼が少ないこと。
・活動団体を増やすための取り組みが必要である。

夏休み社会福祉体験学習

成　果

・生徒の希望する日程や施設に対して柔軟に対応できた。
・事後学習会で振り返りや福祉について考えるきっかけづくりを行っていること。

課　題

・事業後も継続して亀岡市社会福祉協議会と学生がつながる取組が必要である。
・新たな体験先の開拓が必要である。

基本目標3　必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

中間評価

(1)　相談窓口機能の充実

ひきこもりサポート

成　果

・以前と比べて、就労支援に関するつなぎ先が増えたり、連携する機会が増えた。
・相談窓口の案内チラシや広報かめおかを全戸配布することで、相談窓口の周知を行った。

課　題

・当事者や家族が家族教室や居場所について知らないことがある。

福祉総合相談窓口

成　果

・年間50～60件の相談に対応しており、一度限りの相談や継続相談につながる方もおられた。
・亀岡市社会福祉協議会だけでは解決できない課題について、関係機関との連携を図りながら、助言提案を行った。

課　題

・相談窓口を知らない方も多く、相談につながっていないことがあると想定される。
・課題解決につながらないこともあり、対応力の向上が必要になる。

コラム

ひきこもり家族教室

ひきこもりに悩む家族や当事者を対象とした、家族教室を平成27年(2015年)から取り組んでいます。
講師を招いて、ひきこもりに対する対応方法や関わり方などを学ぶ機会や、パステルアートを通して、自分を表現する取り組みを実施しています。家族教室の後半には、意見交換の時間もあり、悩みごとを共有しています。

基本目標3　必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

中間評価

(2)　権利擁護体制の充実

福祉サービス利用援助事業

成　果

・令和5年度末時点において、41名の方と契約中。
・判断能力に不安のある方に対して、金銭管理支援や書類確認を行うことで、未払いや滞納、制度の未申請を防ぎ、ご本人らしい生活を送ることができている。
・定期的な訪問を行うことで、見守りや体調確認の声かけを行い、地域での安心した生活の一助となっている。

課　題

・利用者の生活課題が金銭に関することに限らず、様々な課題を抱えておられるので、本事業では対応が難しいケースがある。
・成年後見制度への移行も踏まえた支援のあり方を検討する必要がある。
・キャッシュレス決済などの既存制度では対応しきれない課題を抱えた人の相談について、制度として限界を感じる。
・利用者が増加傾向にあり、生活支援員が不足している。
・現在、京都府下では生活保護世帯、非課税世帯の利用料は公費負担となっているが、今後の展開では自己負担が発生する可能性があるので、利用できない人が増加した時に対応できるよう考える必要がある。

コラム

福祉サービス利用援助事業

認知症や障がいなどで、日常生活の判断に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いする事業です。地域住民の方に、生活支援員をお世話になり事業を推進しています。

支援内容

①福祉サービス利用支援
福祉サービスの情報提供や利用手続きの支援。

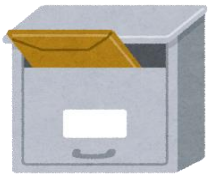

②郵便物の確認・整理
郵便物の内容確認と行政等への必要な手続き支援。

③金銭管理支援
生活費の払い戻し、支払いなど日常生活の金銭管理の支援。

生活支援員とは

日常生活のことを1人で判断することに不安を感じる認知症や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、日常的な金銭管理や郵便物の確認・公共料金の支払代行などのお手伝いをしていただいています。
※生活支援員は、亀岡市社会福祉協議会の職員のサポートのもと、支援計画書に沿って支援

生活支援員を募集しています！

3. 亀岡市地図

亀岡市は大きく山間地域と市街地に分けられます。また、ニーズも異なっている状況です。
23町は7圏域に分けられており、その圏域に合わせて、地域包括支援センターや民生委員や児童委員が配置されています。

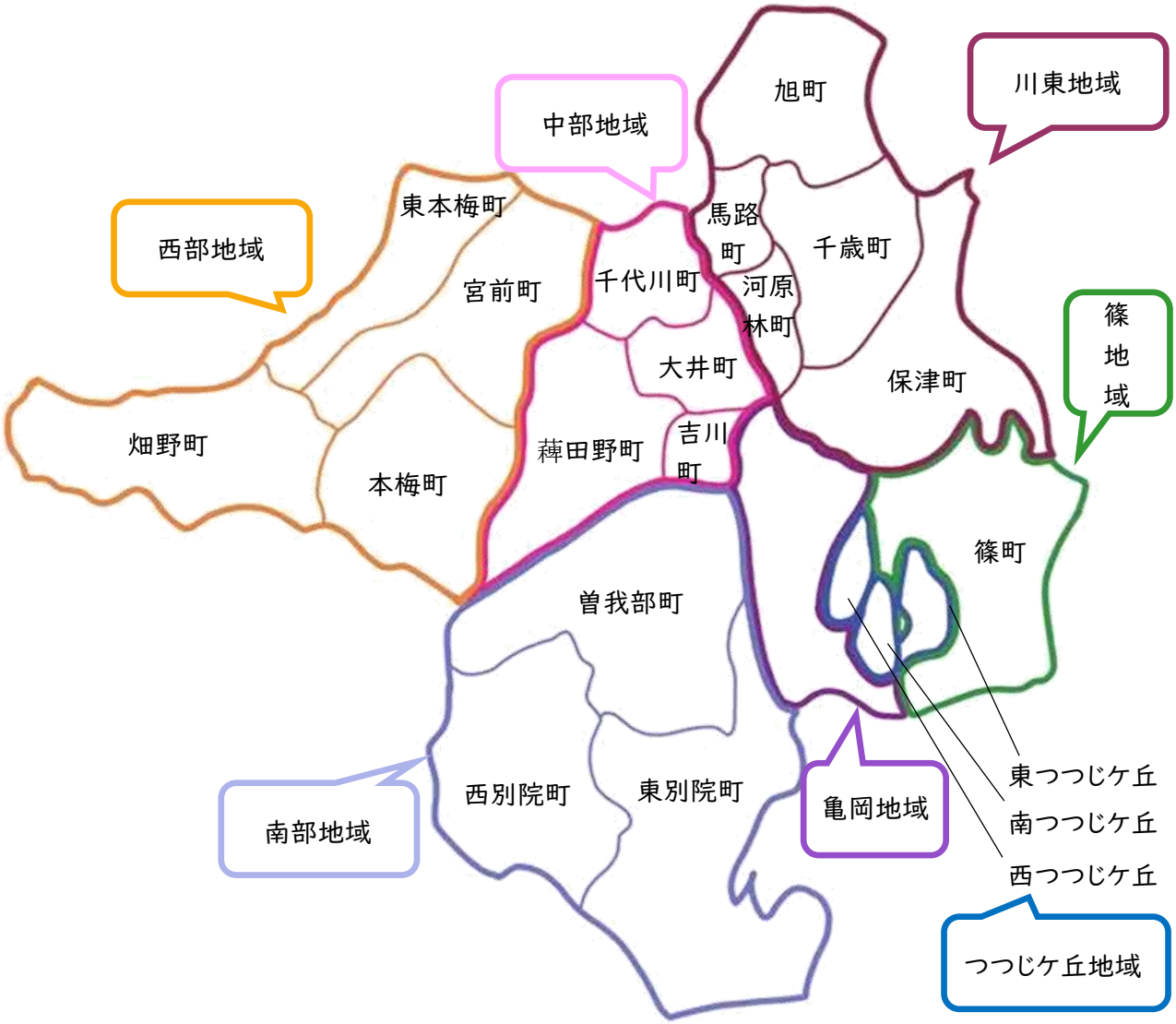

地域	合計面積	世帯/人口	高齢化率	小中学校
亀岡地域	12.23㎢	9,349世帯 19,353人	29.3%	3
南部地域	61.81㎢	2,766世帯 5,430人	43.2%	3
中部地域	26.42㎢	9,368世帯 20,115人	33.5%	6
西部地域	54.3㎢	2,476世帯 4,783人	43.6%	1
川東地域	44.22㎢	5,673世帯 2,728人	44.2%	2
篠地域	23.96㎢	8,254世帯 18,930人	28.6%	4
つつじケ丘地域	1.72㎢	5,436世帯 12,481人	31.2%	2

義務教育学校含む

2024年1月1日時点

地　域	地域の特徴	地域からの声 （自治会訪問・地域ケア推進会議）
山間部の地域	・昔ながらのつながりが強く、顔の見える関係がある。 ・少子高齢化、若者の流出。 ・ひとり暮らし高齢者の増加。 ・商店や病院が少なく、遠い。 ・一軒一軒の距離が遠い。 ・耕作放棄地、空き家の増加。	課題について ・免許返納後の通院、買い物等の移動手段に困っている。 ・核家族化、ひとり暮らしの増加により家庭の様子が分からなくなってきた。 ・男性の交流や活躍の場が少ない。 ・旧地区と新興住宅とのつながりが希薄。 ・老人会の参加率を上げて、地域に元気な高齢者を増やしたいが、70歳を超えても頑なに加入されない方もいる。 良いところや今後について ・行事を時代と共に柔軟に変えている。 ・閉校になった校舎を子どもと高齢者の交流の場に活用してほしいなど世代間交流に関心が高い。 ・移住者の若い人が活動に参加し活気が出てきた。町おこしへの関心が高い。 ・しんどくならないように、困ったと言える地域にしたい。 ・何かの役割を持って、社会参加を続けていくことが大切ではないか。
市街地の地域	・新興住宅地が広がっている。若い世代や児童数の増加。 ・交通インフラや商店等が整っている。 ・町会を中心に互助力が強い。 ・歴史ある城下町エリア。 ・ベッドタウンとして大規模開発された。 ・坂道が多い。 ・門から玄関にかけて階段がある住宅が多い。 ・比較的水害の恐れがない地域。	課題について ・旧地区と新興住宅とのつながりが希薄。 ・マンションに住んでいる人とのつながりが希薄。 ・男性介護者の相談が多く、今後積極的なアプローチが必要。 ・ヤングケアラーであるという自覚がないケースが多く、情報が入ってこない。 ・アパートやマンションの対象者への対応（名簿が整っていない、ポストにはテープが貼られている） ・高齢化が進む地域と、そうでない地域が明確になってきている。 良いところや今後について ・これからの時代は直接訪問するよりも、対象者の周辺から情報を集めた方がよいのでは。 ・様々なサークル活動やふれあいサロン、子育てサークルなどが、自治会館で開催されており、自治会に集まる機会が多い。

5. 各事業から得られた住民の思い（計画の中間評価）

亀岡市社会福祉協議会では、生活支援体制整備事業(受託事業)として、生活支援コーディーター(地域支え合い推進員)を5名配置しています。

生活支援体制整備事業

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、生きがいの場や見守り、困ったときの助け合いなどのあるまちづくりを、住民のみなさんの思いとともに考え、取り組んでいく事業です。

①「ともいきさん」活動の推進

ゆるやかに誰かとつながり、周りを気にかけ　共に生きようとする人を「ともいきさん」と名づけ、各地に広めています。

令和3年度(2021年度)
44名

158名増

令和5年度(2023年度)
202名

●「ともいきさん」の活動例●

・声かけをしてウォーキングや体操を始めた。
・「こんにちは、お元気ですか」と挨拶を交わせる地域にしたい。
・認知症でおひとり暮らしの人を、数名でそっと見守り、陰ながらサポートしています。
・普段見かけない高齢者がいて、声をかけたところ、家への帰り方が分からないとのことで警察につないだ。

②住民主体の生活支援活動を支援

中山間地域など公共交通が不十分な地域を中心に、買い物や通院に困るという声が高まっています。そのような声に応えて、自治会や地区社協、ボランティアグループなどが主体となり様々な形の「住民主体の移動支援」が始まっています。(全10事業)
東別院町、西別院町、宮前町、畑野町、保津町、旭町、篠町

●実施団体の声●

・住民から、もう3日誰とも話していないと聞いた。免許返納後、高齢者が外出しにくくなることで、介護や認知症の進行が心配。
・万一の際の念書等はあるが、事業主体としての責任から逃れられないため、行政からの補償等バックアップをしてほしい。
・より安全な運行のために、市が運転ボランティア講習会などを実施してほしい。
・ドライバーの確保が事業継続の課題である。

●利用者の声●

・車内でお喋りや交流、安否確認や情報交換の場になっている。本当に助かっている。

●ドライバーの声●

・運転ボランティアをするようになり、普段の運転もより一層気をつけるようになった。

③地域ニーズを基にした協議体（勉強会・交流会）の開催

生活支援コーディネーターは自治会やふれあいサロン訪問を積極的に行っており、訪問で得たニーズを基に、学んだりつながりをつくる機会を創出しています。
「世代ごちゃまぜのまちづくり」「男性が参加しやすい地域活動」など…

ふれあいサロンは地域の「つながりづくり」の一環であり、支え合い活動の基盤として様々な活動が実施されています。亀岡市社会福祉協議会では、地域住民が主体的に開催される「ふれあいサロン」を歩いて行ける範囲で立ち上げができるよう応援しています。

①亀岡市社会福祉協議会が把握している住民主体で実施されているふれあいサロン数

令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
92団体	10団体増 →	102団体

※地域の担い手不足等が課題となっていますが、地元で何かしたい、自分も楽しみながら活動をしたいという思いを持って、ふれあいサロンを立ち上げる人が増えています。

②訪問活動や、ふれあいサロン活動者の交流会や情報交換会を開催しています

③交流会に参加した方の感想や意見

・他地域の話を聞いたり、今の思いを話すことによって、心が軽くなった。
・悩みを共有することができて有意義な時間になった。
・サロンのネタづくりになった。
・話を聞いて、やる気が蘇ってきた。いつもは主催側だが、参加者側で楽しむことができた。
・近くの地域の方と一緒だったので、共通の問題点があり、参考になった。
・コロナ後サロンを初めて開催し、手探り状態だったが楽しかったと言ってもらえた。
・地区社協ができて、つながりを大切にする優しい町になってきている。
・社協登録のボランティア団体の発表会のような機会があればよいのでは？
・サロンの実情を聞き、男性の参加率が低いことが気になった。
・サロン参加の移動手段がどの地域でも課題になっている。
・参加者がお客という姿勢で参加されるので、してあげることが増えてスタッフ不足。

④ふれあいサロン等を立ち上げる際のポイント

同じ思いを持った仲間を見つけよう

「近所に気軽に集える場があったらいいなあ」

→

いつ・どこで何をするか決めよう

「屋外や自宅のお庭、軒先でもいいね！」

→

試しに1回やってみよう

「肩肘張らずにやってみましょう！」

亀岡市社協にご相談ください！

・もしものことがあったら…
・参加費はもらった方がいいの…
・助成金はあるの？…など
心配ごとがあると思います。お気軽にお聞きください。
「自分たちも楽しめる」場が長続きの秘訣です！

現在、亀岡市社会福祉協議会で把握しているふれあいサロンは高齢者サロンが大半となっています。子育て世帯がつながるサークルや、障がいをテーマにしたふれあいサロンなど、様々な活動に対して応援します。

ボランティアセンター

亀岡市社会福祉協議会内にボランティアセンターを置き、ボランティア活動の振興をおこなっています。活動したい人と、必要とする人のマッチングを行い、個人・団体どちらでも登録することができます。

①亀岡市社会福祉協議会が実施しているボランティアセンターに登録されている団体数

令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
34団体	→ 1団体増	35団体

※子ども食堂や親子で楽しめるイベントを企画するボランティアグループなど、登録団体の活動分野の幅が広がりました。また、メンバーの高齢化等が原因で解散されるグループもありました。

②ボランティアをしたい人とお願いしたい人のマッチング件数

令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
38件	→ 36件増	74件

※コロナ禍に比べ徐々に地域活動も活発になっていき、ボランティアに関する相談が増えています。

③令和5年度末には、亀岡ボランティア連絡協議会が解散となりました。

●解散に至った経緯●

当初は団体同士の横のつながりもなかったが、ボラ連のおかげでつながりをつくれた。今後は、各グループ本来の活動を優先し、マッチングなどボランティアセンターの機能と重複している部分は整理することになった。

39年間
お疲れ様でした！

災害ボランティアセンター

市からの要請により、災害ボランティアセンターを災害時体制に移行し、被災地に関する情報収集を行うとともに、ボランティア募集を行い、被災者の日常への復旧のための支援を行います。

災害ボランティア登録者数	令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
	58人	→ 9人増	67人

個別支援等を行う有償ボランティア活動

①くらしのサポートサービス

日常的に生活するうえでお困りごとがある人に対して、有償ボランティアによる、自宅のお掃除、調理、庭の草引き、買い物、病院への同行などのサービスを提供しています。

●協力会員の声●

夫を見送り寂しい生活をしていたので、ひきこもりにならないよう出かける機会をつくりたいと亀岡市社協に「何かありませんか？」と飛び込みました。くらしのサポートサービスを紹介していただき、自分にも無理なく活動でき、生活のリズムにもなっています。お手伝いさせてもらうことが嬉しいです。これからもボツボツ続けます。

②ファミリー・サポート・センター

育児のサポートが必要なおねがい会員（子育て家庭）に対し、まかせて会員が子どもの預かりや送迎などを行う有償のボランティア活動です。

●まかせて会員の声●

自分が関東から結婚を機に亀岡に来て、知り合いもない中の子育てに不安を感じていた時にファミサポのおねがい会員になりました。「これで何かあった時子どもを預けることができる」とほっとしたことが、今まかせて会員として活動するきっかけとなっています。おねがい会員さんには、今は大変かもしれませんが、あっという間に子どもは成長するので子育てを楽しんでほしいです。

福祉教育・夏休み社会福祉体験学習

学校や企業からの依頼に基づき、手話や点字体験、車いすユーザーの講話などを調整したり、中学生・高校生を対象に、夏休み期間に3日間程度、福祉施設で体験学習をする事業を実施しています。

学校からの依頼件数

令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
27件	→ 9件増 →	36件

夏休み社会福祉体験学習に参加した生徒数

令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
6人	→ 26人増 →	32人

●夏休み社会福祉体験学習に参加した生徒の感想●

・保育所にもう一度行きたいが、デイサービスにも興味がある。
・支え合いについて考えたい。
・ボランティアで社会に貢献したい。
・不登校の子たちの力になりたい。
・子どもたちと安全に楽しく遊ぶことができてよかった。
・発見することが多くていい経験になった。
・楽しかったです！来年もよろしくお願いします。
・命の大切さについて深くわかった。

いきいき健幸ポイント制度

ボランティア活動を通じて積極的に社会参加し、生きがいや地域貢献をすることによって、介護予防につなげることを支援するため、65歳以上の高齢者を対象にポイントを付与する事業です。ボランティア活動で貯めたポイントは電子マネーと交換することができ、スマホ上でボランティア活動の検索・申込み・ポイント付与・電子マネーへの交換を行います。

活動の流れ

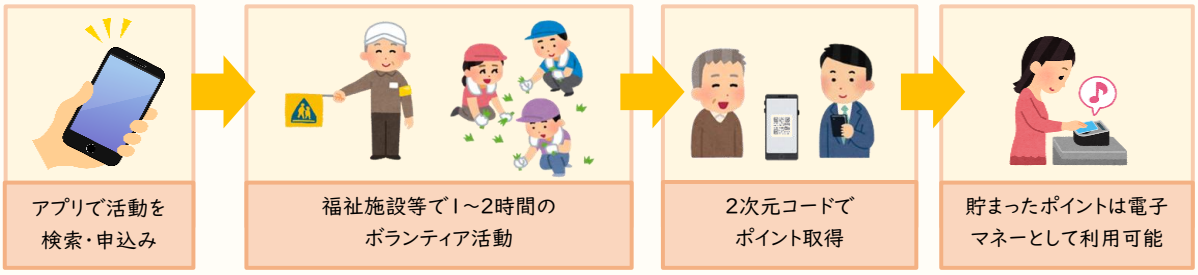

●ボランティア活動をしている方の感想●

・長い間亀岡に住んでいるが、市内にこのような施設があるとは知らなかった。貴重な経験になった。

・市外から引っ越して数年が経ったが、近所付き合いが殆どない。この活動が外出するきっかけとなった。

・空いている時間にアプリを見ながら、活動を探すようになった。スマートフォンにふれる時間が増えた。

・活動を始めたときはポイントを貯めることが目標だった。今は活動することが、楽しみとなっている。

・退職後、家に居る時間が増えるので、自分の身体の為に、ボランティアを始めてみようと思った。健康を維持したい。

・デイサービスの活動が1回、2回、3回…と回を重ねるごとに、利用者が自分の顔を覚えてくれ、話かけてくれるようになった。今は利用者と 会うことが 楽しく嬉しい。

ひきこもり家族教室や居場所「秋桜」

ひきこもりに悩む家族や当事者を対象に、2ヶ月に1回家族教室を開催しています。また、当事者向けの居場所「秋桜」を毎月1回開催しています。

ひきこもりに関する相談件数

令和3年度(2021年度)	5件減	令和5年度(2023年度)
21件	→	16件

「ひきこもり」とは…
就学、就労などを回避し、6ヵ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を指します

●参加者の声●

・学校に行くことがゴールではなく、社会的自立を目指すことがゴールではあるが、「社会的自立」につなげることは容易ではないと思うので、その支援が必要だと感じました。
・とても勉強になりました。小中学生の頃の学校の様子を思い出してみたり自分の家庭、親子関係、自分自身、家族のことを振り返る機会にもなりました。今後の生活に活かしていきたいですし、このような学びを続けていきたいと思います。

ひきこもりに関するネットワーク(絆HUB会議、ネットワーク会議)

ひきこもり支援者の学びや横のつながりを作ることを目的とし、教育、福祉、就労関連の各団体が集まり、所属分野を越えた形でワークショップを行っています。

●今まで取り組んだテーマ●

・「不登校・ひきこもりの実態とコロナの影響」
・「不登校・ひきこもりの課題と、これからの支援」年代ごとの課題と解決案
・「不登校・ひきこもりと、家族」年代ごとの課題と解決案
・「当事者と家族、それぞれの物語」・「居場所のあり方を考える」 ～参加者の語りを通して～
・「支援現場の葛藤を考える」

福祉サービス利用援助事業

日常生活のことを一人で判断することに不安を感じる認知症や障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、日常的な金銭管理や郵便物の確認・公共料金の支払代行などを実施しています。

利用者数

令和3年度(2021年度)	1人増	令和5年度(2023年度)
42人	→	43人

※自己管理の希望や市外への転居などを理由に年間10人程の解約がある

●利用者の声●

・金銭管理だけでなく、利用者の悩みを聞いてくれた。
・生活のアドバイスが嬉しい。(食事面や体調の気遣い)
・計画性なくお金を使ってしまうので、はめを外さないようにブレーキをかけてもらっている。
・お金に手を出せない状況がうれしい。(自分で管理していると使ってしまう。)

支援員研修の様子

●支援員の声●

・意向を尊重しつつ、主観性と客観性のバランスを意識している。
・客観性の大切さを意識。(周囲の意見を聞くようにしている)
・与えられた案件の中で動く難しさ。(もっと生活費を出してあげたい。もっと時間をかけて話しをしたい)
・どこまで支援すればいいのか。支援員の範囲が難しい。

生活福祉資金貸付制度

所得の低い世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、安定した生活を送れるようにしてもらう制度です。

	令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
相談件数 貸付金額	17件　6,659,000円	64件増 →	81件　33,242,000円

●制度を利用する背景や利用する方の声●

・失業後の初回給料までの生活費がない、急な出費や減収があり生活費が不足、進学するための費用の相談が多い。

・制度を利用することで「進学することができた」「光熱費の支払いができた」などの声があった。

コロナによる収入減少や物価・光熱費高騰などの影響を受けている方が多く、特に学校へ進学するための「教育支援資金」、一時的に不足する生活費の貸付をする「緊急小口資金」の相談が増加しています。

福祉金庫資金貸付制度

急な出費等で手持ちのお金がない方や、やむを得ない事情により必要な方に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、生活を維持してもらう制度です。

	令和3年度(2021年度)		令和5年度(2023年度)
相談件数 貸付金額	2件　40,000円	12件増 →	14件　273,000円

●制度を利用する背景や利用する方の声●

・光熱費が支払えず止まる可能性がある方や、食料を買うお金が無い方など生活に困窮している世帯に対して貸付を行っています。

上記の制度の周知

学校の先生への説明会や、民生委員児童委員協議会に対する出前講座等を通じて、各事業の周知を行っています。

食糧支援等の取り組みについて

お野菜の輪

地域住民の方から寄付いただいた野菜を、来館される子育て中の方や生活に困窮している方に持ち帰ってもらっています。メッセージカードで感謝の気持ちを伝えてもらっています。

ふくかめスマイルフードプロジェクト

民生委員児童委員協議会と連携し、寄付いただいた食料品を、生活に困窮している方に配布しました。

フードレスキュー

生活が困窮し食べるものがない方に対して、3日程度の食料を緊急的に支援し、フードバンクで食料支援を受けられるまでの生活をつなぐ事業を行っています。

あったか寄り添いワーカーが配置されています

令和2年(2020年)3月25日から令和4年(2022年)9月末まで、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少・失業した世帯を対象とした『特例貸付』の受付を行い、亀岡市では3,388件 1,466,320,000円を貸付することになりました。その返済が始まる中で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けてから、生活の立て直しができていない方がおられます。亀岡市で安心して暮らし続けることができるように、生活に関してのご相談をお聞きして一緒に考えたり、適切な相談先におつなぎしています。

6. 住民の思い（計画の中間評価）

市民福祉のつどいにて、亀岡市に対する思いや願いを葉っぱの付箋に書いてもらいました。子どもから大人まで多くの意見が集まりました。

内容の一部紹介

●子ども●

・子どもの住みやすい「ふるさと」になりますように
・小学生以上が遊べる居場所がほしい
・色々なお店があったらいいな
・子どもがいる世帯には、凄く住みやすいと思っている

●障がい●

・発達障がいの子どもの支援が限られている
・障がいがあっても、なくても誰もが生きやすい社会を目指す
・自分にできることから、力を尽くしたい

●高齢●

・元気に老後を過ごしたい
・毎日笑顔で輝く人生

●その他●

・自分らしく生きられるまち
・誰でもほっとできる場所があればいい
・安心自由に移動できるまち、環境づくり
・観光客が楽しんでもらえるようなまち
・楽しくみんなが集えるまち
・福祉充実！
・支えて、支えてもらって、みんなが笑顔で
　過ごせる亀岡
・Hello everyone!!This year everyone happy

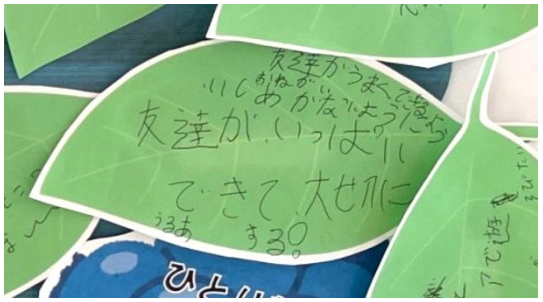

子どもも積極的に参加してもらいました

「交通の充実」に関する意見が多かったです

7. 課題の整理（計画の中間評価）

基本目標に沿って、社会的な課題と、今後積極的に進めるべきことを整理しました。

基本目標1　安全・安心に暮らしていけるコミュニティをつくろう

(1)誰にとっても安心できる地域づくり (2)日常生活を支える支援の充実 (3)災害時の支え合いの仕組みづくり	【社会的な課題】 ・孤立、つながりの希薄化 ・生活困窮 ・複雑複合化した課題（ﾔﾝｸﾞｹｱﾗｰ、ひきこもりなど） ・困りごとの把握 ・社会資源の乏しさ ・地域間格差 ・災害	【今後積極的に進めること】 ・分野を問わない居場所を増やす（ふれあいサロンなど） ・ひきこもり当事者が参加しやすい場の創出（多様な場づくり） ・民間事業所との連携 ・貸付金の滞納者への支援 ・各事業に関する周知広報

基本目標2　地域で支え合う福祉のネットワークをつくろう

(1)住民参加による地域福祉の推進 (2)ボランティア・市民活動の推進 (3)新たな担い手の育成	【社会的な課題】 ・活動者の高齢化 ・後継者や担い手不足 ・ボランティア活動や地域活動に対する過度な期待 ・多忙によるボランティア活動への優先順位低下	【今後積極的に進めること】 ・ボランティア活動や地域活動への訪問 ・オーダーメイドのボランティア活動の創出 ・学校との連携を強化 ・活動者同士のネットワークの創出 ・各事業に関する周知広報

基本目標3　必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

(1)相談窓口機能の充実 (2)権利擁護体制の充実	【社会的な課題】 ・孤立、つながりの希薄化 ・生活困窮 ・複雑複合化した課題（ﾔﾝｸﾞｹｱﾗｰやひきこもり） ・8050問題 ・困りごとの把握 ・社会資源の乏しさ ・支援内容の多様化	【今後積極的に進めること】 ・関係機関との連携強化（情報共有など） ・制度外に対するケース対応 ・地域福祉権利擁護事業の生活支援員の不足 ・各事業に関する周知広報（SNSや紙媒体の使い分け）

重点的に推進すること

①社会参加できる場の創出、②担い手を増やす
③関係機関等とのネットワーク構築、④周知広報

次ページでは、より具体的なプロセスを掲載しています。

8. 課題解決に向けたプロセス（計画の中間評価）

前ページに記載した①～④の重点的に推進することに対して、下記の取組(1)、(2)を展開していきます。

(1)ボランティアの裾野を広げ、つながる場を作る

亀岡市社会福祉協議会では、有償や無償を含めて様々なボランティアを募集しています。地域住民が参加したいと思えるようなボランティアの在り方や、ボランティアで学んだこと、生きがいになっていることなど、経験したことを交流する場が必要です。住民主体の意識が芽生えるよう、事例提供や学びの場をつくります。

募集しているボランティア

- **ボランティアセンター**：個人で活動することや、グループに所属することもできる。
- **ファミリー・サポート・センター**：子どもの見守りなど、子育て世帯対象の活動。
- **ともいきさん**：緩やかに周りを気にかけ、共に生きようとされる方。
- **くらしのサポートサービス**：個人宅等での生活支援活動。
- **いきいき健幸ポイント制度**：65歳以上の方の社会参加を推進。スマホで申込み等ができる。
- **災害ボランティアセンター**：有事の際、被災地で様々な支援を行う。
- **寄り添いサポーター**：個人宅等での見守りや傾聴活動。

立ち上げ支援している活動

生活支援活動

地域内での支え合いや助け合いのための、つながる場。
高齢分野に限らず、子育て・障がい、分野を問わない居場所活動の支援が必要。

ふれあいサロン活動

地域内でのちょっとした困りごと解決や送迎支援など。
住民主体でやりたい活動や、参加したい活動を伴走的に支援することが必要。

担い手が不足

ネットワークづくり

担い手を増やすために…

活動者同士がつながる場を作る ＋ 福祉教育の推進 ＋ 情報発信や広報活動、情報収集

(2)多機関との協働・連携で、対象者との関係性を深め、支援体制を構築する

生活上の困難を抱える人は増加傾向であることに加え、複数の課題を抱え、福祉分野に限らず、保健・医療・教育・就労など、様々な角度からの支援が必要な人が増えています。複雑複合化した課題に対して、福祉分野に限らない連携と、民間企業とのつながりづくりが必要です。
また、自ら相談できない人（拒む人）に対する、伴走的な支援の在り方や支援体制の構築が必要です。加えて、社会とのつながりをつくり、社会参加のための居場所や交流の場、就労場所も必要です。

●各事業の課題の整理●

- 福祉分野外の連携先の発掘、ネットワークづくり
- 民間企業との連携
- 制度の狭間に対する、支援体制の構築
- つながりをつくれない対象者へのアプローチ

●必要な取り組み●

- 相談窓口機能の周知・連携
- 権利擁護体制の充実
- 多様な困りごとを抱える方の支援体制の構築

(1)(2)を推進するために、計画を修正し展開していきます

第3章
計画の展開

令和7年(2025年)3月～令和10年(2028年)3月

1. 計画の施策体系　令和7年(2025年)3月～令和10年(2028年)2月

第2章での成果や課題の整理を基に、計画を見直し現状に合った取り組みを展開します。

基本理念

互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり

基本目標

基本目標1

安全・安心に暮らしていける<u>コミュニティ</u>をつくろう

住民や関係機関と一緒(連携)に行うこと

- (1)生きがいづくりや社会参加の啓発・場づくり　見直し
- (2)ボランティア活動の参加・支援　見直し
- (3)住民主体の福祉活動の推進　見直し

市社協が活動する時に大切にしたいこと…

基本目標2

地域で支え合う福祉の<u>ネットワーク</u>をつくろう

住民や関係機関と一緒(連携)に行うこと

- (1)団体同士がつながる場づくり　見直し
- (2)ネットワークの質の向上　見直し
- (3)専門職同士や地域とのネットワーク強化　見直し

市社協が活動する時に大切にしたいこと…

基本目標3

必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

住民や関係機関と一緒(連携)に行うこと

- (1)相談窓口機能の周知・連携　見直し
- (2)権利擁護体制の充実
- (3)多様な困りごとを抱える方の支援体制の構築　見直し

市社協が活動する時に大切にしたいこと…

※基本理念、基本目標1、2、3は変更なし

ここでいうコミュニティとは…
近隣住民やサロン活動など、地縁的な人々のつながり。特定のテーマごとのつながり。

ここでいうネットワークとは…
一定の目的を持った団体同士の網目状の広がりや連携。

★印は次期計画まで重点的に取り組む事業です。

亀岡市社会福祉協議会の組織・財政基盤強化（人材育成・周知広報・質の高いサービスの提供）

亀岡市社会福祉協議会が取り組んでいる事業や取り組み

レクリエーショングッズ等の貸し出し、広報誌発行、ホームページ運営、ひろば・つどい事業、妊婦来館推進事業、親子体験事業、世代間交流事業、おたより発行、SNS配信、保育所・子育てサークルなどのチラシ設置、子ども服の交換会『ふ～くふーく』、★いきいき健幸ポイント制度、ふれあいサロンのチラシ発行、くらしのサポートサービス、SNS配信、災害ボランティアセンター(平常時)、実習・職場体験の受け入れ、ガイドヘルパー・訪問介護・生活援助、介護予防事業、介護予防プラン作成

ボランティアの受け入れ、ファミリー・サポート・センター事業(相互援助活動支援・まかせて会員交流会、フォローアップ講習会、レベルアップ講習会、会員交流会、ファミサポ体験会の実施)、★福祉教育、★ボランティアセンター事業、ボランティア保険補助・受付、災害ボランティアセンター(非常時)、助成金相談、各団体に対する運営相談、★ボランティアの受け入れ(口腔体操、ギター演奏、いきいき健幸ポイント制度など)

★社協会員募集、地域福祉活動助成金(社協会費13%助成事業)、子育てネットワーク事業（子育てサークル代表者交流会の支援、普通救命講習会の実施）、★テーマ毎の意見交換の場づくり、自治会訪問、ふれあいサロン訪問・運営相談、ともいきさん活動、住民主体の移動支援などの活動支援、地区社協活動の連携・立ち上げ支援、老人クラブ連合会・母子寡婦福祉会・施設協議会の運営支援、地域ケア会議の推進

…住民のことを知り、「やりたい・参加したい」という思いに寄り添い、一緒に考えます。

亀岡市社会福祉協議会が取り組んでいる事業や取り組み

★ふれあいサロン活動者交流会、ボランティアセンター交流会、ともいきさん交流会、市民福祉のつどい、園児との世代間交流

利用者支援事業（相談）、★地区社協会長会、★出前講座、★地域福祉活動者対象なんでも話そう会、なんたん絆ネットワーク会議の出席、絆HUB会議の出席、広報誌ぽっかぽか発行、社協内各課係の連携内部会議

子育て支援推進協議会の出席、亀岡市子ども・子育て会議出席、セーフコミュニティかめおか出席、子どもの貧困対策推進会議出席、ファミリー・サポート・センター担当者会議、ファミリー・サポート・センター全国アドバイザー講習会・交流会、★地域ケア推進会議・個別会議の出席、成年後見制度中核機関、移動販売等に取り組む事業所との連携、担当者会議の出席、地域ケア会議の出席、医療・福祉連携、亀岡市ケアマネ連絡会の出席・事例検討会・合同研修、デイ部会の出席ヘルパー部会の出席、京都ホームヘルパー連絡協議会

…団体と社協がつながり、お互いのことを知り、支援(団体同士のマッチングや情報提供、専門職とのマッチングなど)を行い、福祉のネットワークを構築します。

亀岡市社会福祉協議会が取り組んでいる事業や取り組み

利用者支援事業（相談）、★総合相談、ひきこもり家族教室、居場所「秋桜」、寄り添いサポーター派遣、行政との定例会、ひきこもりに関するチラシの全戸配布やSNS配信、民生委員定例会への出前講座、★認知症を抱える家族のサポート窓口・ケアプラン作成・ケアマネジメント業務・社会資源の開発、高齢に関するなんでも相談窓口

★貸付事業返済に関するフォローアップ、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業、福祉金庫資金貸付事業、成年後見制度の利用支援、高齢者虐待の通報窓口、消費者被害予防啓発活動

貸し出し事業(介護ベッド、車いす、チャイルドシート、レンタルおもちゃ)、ゆずります・ゆずってくださいコーナーの設置、★参加支援事業、重層的支援会議、ふくかめスマイルフードプロジェクト、フードレスキュー、課研修(感染症・虐待・身体拘束・認知症・普通救命講習)、訪問介護・生活援助・育て世帯訪問事業、★認知症サポーター養成講座

…①一人ひとりが自分らしく輝けるよう寄り添います。
②各事業のつながりや、関係機関とのつながりを大切に、対象者の支援体制を構築します。

目指している地域の姿(イメージ図)

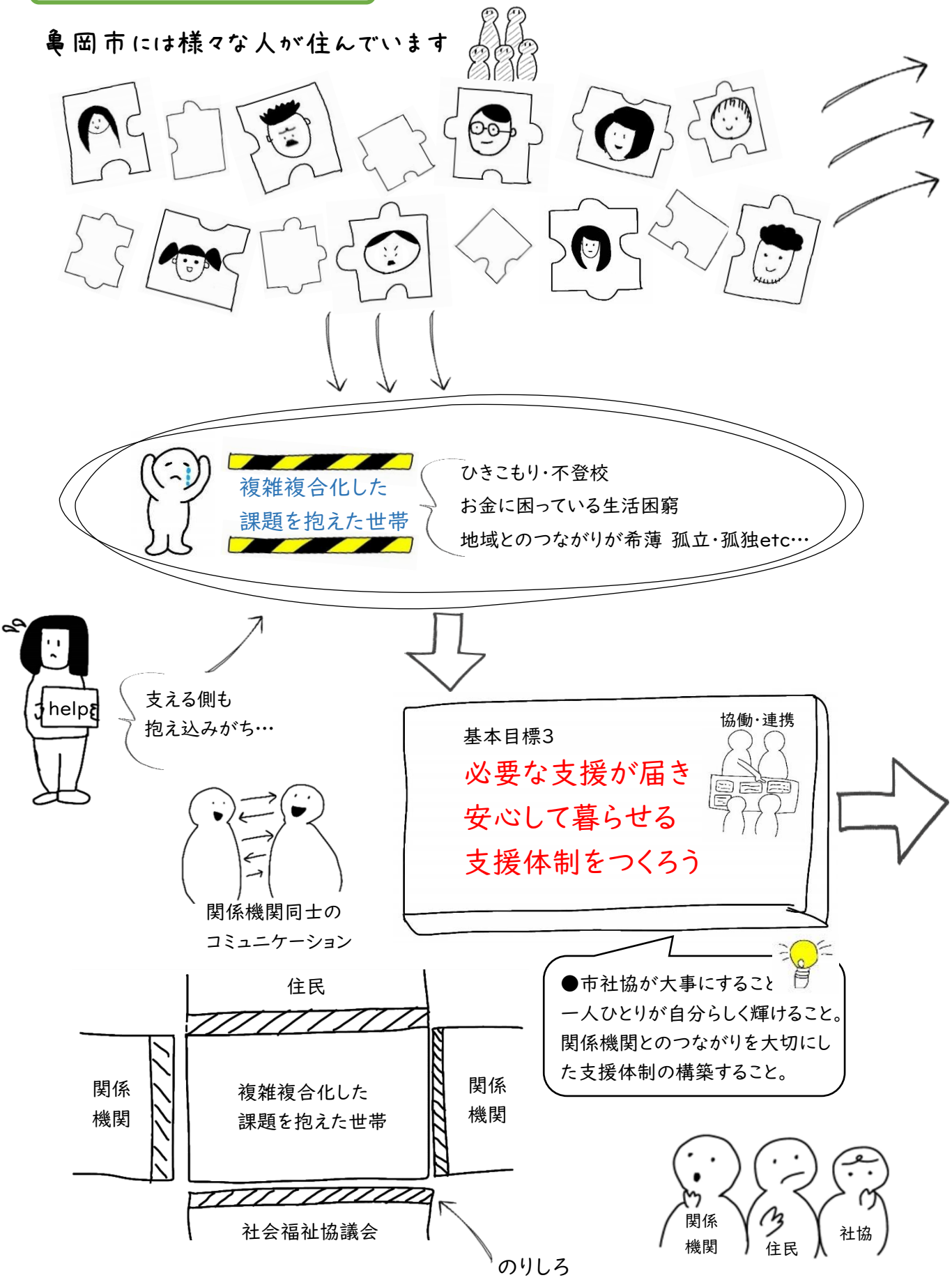

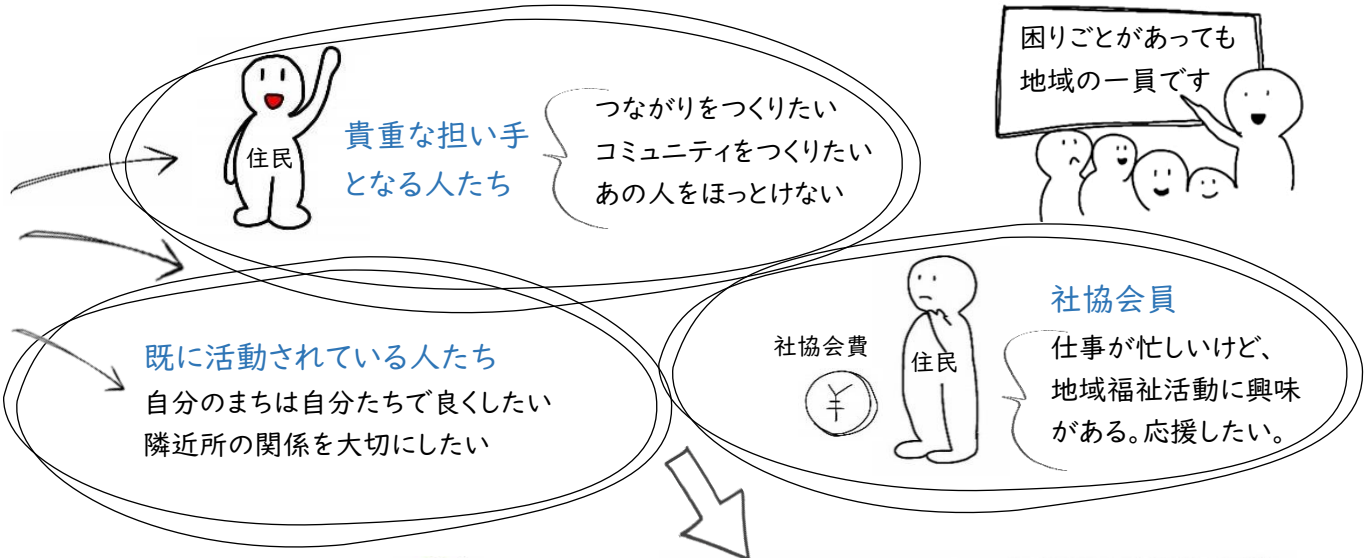

●市社協が大事にすること
「やりたい・参加したい」という思いに寄り添い
一緒に考えます。

基本目標1
**安心・安全に暮らして
いけるコミュニティ
をつくろう**

基本目標2
**地域で支え合う
福祉のネットワークを
つくろう**

●市社協が大事にすること
住民団体同士のマッチングや、専門職とのマッチングで福祉のネットワークを構築すること。

基本目標Ⅰ　安全・安心に暮らしていけるコミュニティをつくろう

ここでいうコミュニティとは…
近隣住民やサロン活動など、地縁的な人々のつながり。特定のテーマごとのつながり。

住民や関係機関と亀岡市社会福祉協議会が一緒(連携)に行うこと

①年齢・性別に関係なく地域の活動へ参加し、福祉に触れる機会をつくろう
②ボランティア活動等を通じて、自分の生きがいや、楽しみを見つけよう
③地域の在り方はみんなで考え、「住民が主役」という意識を育てよう

(1)生きがいづくりや社会参加の啓発・場づくり

【効果やメリット】
健康づくりになる。仲間ができ、つながりができる。知識が深まる。

レクリエーショングッズ等の貸し出し、広報誌発行、ホームページ運営、ひろば・つどい事業、妊婦来館推進事業、親子体験事業、世代間交流事業、おたより発行、SNS配信、保育所・子育てサークルなどのチラシ設置、子ども服の交換会『ふ～くふーく』
★いきいき健幸ポイント制度、ふれあいサロンに関するチラシ発行、くらしのサポートサービス、 SNS配信、災害ボランティアセンター(平常時)
実習・職場体験の受け入れ、ガイドヘルパー、訪問介護生活援助、介護予防事業、介護予防プラン作成

(2)ボランティア活動の参加・支援

【効果やメリット】
普段と異なる体験ができる。
自らの成長につながる。経験を活かせる。

ボランティアの受け入れ、相互援助活動支援・まかせて会員交流会、フォローアップ講習会、レベルアップ講習会、会員交流会、ファミサポ体験会の実施
★福祉教育、★ボランティアセンター事業、ボランティア保険補助・受付、災害ボランティアセンター(非常時)、助成金相談、各団体に対する運営相談
★ボランティアの受け入れ(口腔体操、ギター演奏、いきいき健幸ポイント制度など)

(3)住民主体の福祉活動の推進

【活動者の思い】
自分たちの地域は、自分たちで良くしようと思って活動されている。

★社協会員募集、地域福祉活動助成金(社協会費1 3%助成事業)、子育てネットワーク事業（子育てサークル代表者交流会の支援、普通救命講習会の実施）
自治会訪問、ふれあいサロン訪問・運営相談、ともいきさん活動、住民主体の移動支援などの生活支援の活動支援、地区社協活動の連携・立ち上げ支援、老人クラブ連合会・母子寡婦福祉会・施設協議会・障害児者を守る協議会の運営支援、地域ケア会議の推進

上記目標のために、亀岡市社会福祉協議会が活動する時に大切にしていること

住民のことを知り、「やりたい・参加したい」という思いに寄り添い、一緒に考えます。

いきいき健幸ポイント制度

自治会等と連携し、出張説明会を行い、活動者数を増やしていきます。また、様々な取り組みに対して、ポイントが付与できるように協力を呼びかけます。活動者交流会を開催し、横のつながりを大切にします。

保育園での見守り

障害者支援施設での仕分け作業

ファミリー・サポート・センター

「みんなで子育て」の合言葉の通り、地域住民の相互援助の精神が基本となるボランティア活動です。ファミリー・サポート・センターの活動に市民の理解と協力が得られるように努めています。

まかせて会員講習会

マッチング活動

「福祉教育の推進」

子ども達に対する障がいの理解や当事者との交流が福祉教育の主流になっています。今後は、学校に限らず、自治会やふれあいサロン、地域イベント、事業所などで、「福祉」について理解が広がるよう積極的に出前講座や外部講師へのマッチング等を行います。

事業所に対する、
ボランティア団体による

夏休み社会福祉体験学習

「ボランティア活動の推進/受け入れ」

ガレリアかめおかデイサービスセンターでは、ボランティアの受け入れを行っていますが、同じ方が参加していることや、高齢化が課題となっています。今後は、ボランティアセンターと連携し、「ボランティア活動未経験者の積極的な受け入れ」や「ボランティア募集の啓発」に努めていきます。

地域づくりのサポーター(社協会員)の拡大

会員の減少や、会員への理解不足が課題となっています。会費は困りごとを抱える人への支援や地域づくりのための活動等、会員のみなさんの地域へ還元されています。
亀岡市社会福祉協議会の活動に共感・賛同して会員となっていただける方を募集しています。
“地域づくりのサポーター”としての社協会員の拡大を目指し、今後はどこでも誰でも社協会員に加入できる仕組みづくりを確立していきます。

・車椅子貸出 ・介護ベッド貸出	・ボランティア活動支援 ・レクリエーショングッズ貸出	・市民福祉のつどい ・自治会が実施する福祉活動への助成
困りごとを抱える方を支える運営費	地域の活動者を支える活動費	地域福祉活動への還元

地域づくりを支える・支え合う仕組み

・会費を納めることで地域活動を応援してください
・活動によって、みなさんのまちへ還元します

【地域づくりのサポーター（社協会員）】
一般会員として1,000円～を目標に募集しています

社協：会員拡大のための仕組みづくり

基本目標2 地域で支え合う福祉のネットワークをつくろう

ここでいうネットワークとは…一定の目的を持った団体同士の網目状の広がりや連携。

住民や関係機関と亀岡市社会福祉協議会が一緒(連携)に行うこと

①地域の活動へ参加しやすい環境をつくろう
②地域同士の情報共有や助け合いで、連携を深めよう
③専門職や地域活動者がお互いのことを知り、つながりをつくろう

(1)団体同士がつながる場づくり

【効果やメリット】
課題の共有や地域活動のヒントが見つかり、モチベーションアップにつながる

★ふれあいサロン活動者交流会、ボランティアセンター交流会、ともいきさん交流会、市民福祉のつどい、★テーマ毎の意見交換の場づくり、園児との世代間交流

(2)ネットワークの質の向上

利用者支援事業(相談)、★地区社協会長会、★地域福祉活動者対象なんでも話そう会、なんたん絆ネットワーク会議の出席、絆HUB会議の出席、広報誌ぽっかぽか発行(デイサービスセンター)

(3)専門職同士や地域とのネットワーク強化

【効果やメリット】
地域と専門職がつながることにより、地域課題が解決するきっかけとなる

子育て支援推進協議会の実施、亀岡市子ども、子育て会議の出席、セーフコミュニティかめおか出席、子どもの貧困対策推進会議の出席、ファミリー・サポート・センター担当者会議、全国アドバイザー講習会・交流会、★地域ケア推進会議・個別会議の出席、成年後見制度中核機関、移動販売等に取り組む事業所との連携、担当者会議の出席・地域ケア会議の出席・医療・福祉連携、亀岡市ケアマネ連絡会の出席・事例検討会・合同研修、デイ部会の出席、ヘルパー部会の出席・京都ホームヘルパー連絡協議会

上記目標のために、亀岡市社会福祉協議会が活動する時に大切にしていること

団体と亀岡市社会福祉協議会がつながり、お互いのことを知り、支援(団体同士のマッチングや情報提供、専門職とのマッチングなど)を行い、福祉のネットワークを構築します。

テーマ毎の意見交換の場づくり

テーマ毎の意見交換として、地域に関心のあるテーマを探し出し、事例発表や意見交換の場を作っています。今後も積極的に地域訪問を行い、ニーズ把握に努め、様々な方が参加できる協議体をつくっていきます。

男性が参加しやすい地域活動について

世代ごちゃまぜのまちづくりについて

様々な団体がつながる場づくり

地域福祉活動を実施している方から、「他地域はどのように活動しているのか」という声をよく聞きます。年1回は活動者向けの交流会を開催していますが、今後はテーマ毎の交流会の開催や、学びの場、団体同士がつながり、活動の推進のきっかけとなる事業を実施していきます。

サロン活動者交流会

地域活動者交流会

子育て支援センター

子育て家庭同士が自由に遊びながら、子ども同士、保護者同士が出会いつながる場として、また、子育ての相談ができる場となるよう努めます。

ひよこひろば
（妊娠中～1歳まで）

かめまるランド
プチシアター

地区社会福祉協議会の推進

2年に1回、地区社会福祉協議会の会長を対象とした会長会を開催しています。今後は地区社会福祉協議会がない自治会にも案内し、興味関心がある地域にも参加しやすい場をつくっていきます。
また、運営相談では、他町の情報提供や参考になる取り組みを伝え、伴走支援を行います。

地区社会福祉協議会
会長会

地域ケア推進会議への出席

地域の各団体が集まり、地域について懇談する場で、地域包括支援センターが事務局を担っています。この会議をきっかけに新たな活動が生まれる時には、積極的に地域と関わりを持ち、地域ニーズに合わせた活動を支援します。

民生委員児童委員に
対する車いす体験

地域に関する
情報交換会

基本目標3　必要な支援が届き、安心して暮らせる支援体制をつくろう

住民や関係機関と亀岡市社会福祉協議会が一緒(連携)に行うこと

①幅広い世代に情報を発信し、助けを求めやすい地域をつくろう
②身近に相談できる人を増やそう
③制度の狭間にある社会課題をチームで解決しよう

(1)相談窓口機能の周知・連携

★総合相談、ひきこもり家族教室、居場所「秋桜」、寄り添いサポーター派遣、行政との定例会、ひきこもりに関するチラシの全戸配布やSNS配信、民生委員定例会への出前講座、★認知症を抱える家族のサポート窓口、ケアプラン作成・ケアマネジメント業務・社会資源の開発、高齢に関するなんでも相談窓口

(2)権利擁護体制の充実

★貸付事業返済に関するフォローアップ、福祉サービス利用援助事業、生活福祉資金貸付事業、福祉金庫資金貸付事業、成年後見制度の利用支援、高齢者虐待の通報窓口、消費者被害予防啓発活動

関係機関のできること(のりしろ)を意識することが大切です

(3)多様な困りごとを抱える方の支援体制の構築

貸し出し事業(介護ベッド、車いす)チャイルドシート貸し出し、レンタルおもちゃ、ゆずります・ゆずってください コーナーの設置、★参加支援事業、重層的支援会議、ふくかめスマイルフードプロジェクト、フードレスキュー、課研修(感染症・虐待・身体拘束・認知症・普通救命講習)、訪問介護・生活援助・子育て世帯訪問事業、★認知症サポーター養成講座

上記目標のために、亀岡市社会福祉協議会が活動する時に大切にしていること

①一人ひとりが自分らしく輝けるよう寄り添います。
②各事業のつながりや、関係機関とのつながりを大切に、対象者の支援体制を構築します。

認知症を抱える家族のサポート窓口について

認知症の方を支援する家族が、在宅で安心して介護が続けられるよう、サービス事業所同士で連携を図りチームでサポートをします。
認知症予防、早期発見につなげられるよう利用者やその家族に認知症啓発を行い、「家族を対象とした認知症教室」などを開催し、心身ともにサポートできる相談窓口を目指します。

総合相談窓口について

福祉に関するあらゆる困りごとをしっかりと受け止める窓口として、住民が安心して気軽に活用できるようにします。
また、状況に応じて相談者に話をうかがいに行くなど、相談者に寄り添った対応を心がけます。
相談への対応力を職員一人ひとりが身に付け、より信頼される相談窓口を目指します。

相談用LINE
電話での相談が苦手な方や、若い世代からも相談対応できるように相談用のLINEを開設しました。

フォローアップ相談支援事業

コロナ特例貸付を借りている方だけではなく、生活に困窮している方を対象として、電話・窓口・訪問相談や生活相談会の開催などの相談の呼びかけを積極的に行い、困ったときは社協に相談してもらえるよう、相談先の周知をしていきます。相談を受ける中で把握した生活課題を、社協内部・関係機関に共有し、安心して住み続けていける地域づくりの推進をしていきます。

参加支援事業(重層的支援体制整備事業)

参加することによって社会とのつながりをつくることができるような取組をめざして、対象者のニーズや、あらゆる「参加の場」の把握に努めます。
より効果的な支援を推進するために、対象者が「自分に合った」「参加したい場所」を選べることができるよう、幅広い分野の「参加の場」を開拓し、参加支援事業の基盤づくりを進めます。

認知症サポーター養成講座の開催

認知症は誰にでも発症する可能性のある脳の病気ですが、周囲に病気を正しく理解し見守る人が増えることで、患者やその家族は長く住み慣れた地域で安心して暮らしやすくなります。
「誰が認知症になってもお互いさま」そんな社会の実現に向け、世代を問わず本講座を開催していきます。

3. 組織基盤強化・財政基盤強化について

基本理念、基本目標を実現するために、多様化・複雑化するニーズに対応し、より多機関と協同していく力が組織に必要です。そのため、社協の組織基盤強化・財政基盤強化に取り組みます。

(1)組織基盤強化

●職員の質の向上 ≪現状・課題≫

・一人ひとりの職員の資質向上や技術の向上とともに、法人全体の組織力の向上につなげることが求められています。
・各部門の情報や専門的な知識を組織内で、横断的に情報共有できる仕組みづくりが必要です。

≪めざす姿・取り組みの方向性≫

・「社協の使命」「社協の活動原則」を自覚し、主体的に活動を推進する職員を目指します。
・職員一人ひとり目標を明確にして業務にあたることができるよう、キャリアパスの再構築、人材育成計画・新規採用者育成計画の見直しを行います。
・部門や分野を超えた情報共有を図り、支援が必要な人をワンストップで必要な支援へとつなげられる体制を整えます。

●社協活動の強化発信 ≪現状・課題≫

・会員とは何か、会費の使いみちがわからないといった意見が多く聞かれており、会員制度や社協活動の十分な周知が課題です。
・協議体として、地域の社会福祉法人や企業と情報共有を行い、意見や思いを地域福祉活動に反映する仕組みづくりが求められています。

≪めざす姿・取り組みの方向性≫

・SNSを活用して情報が周知され、より気軽に地域福祉活動に参加できる環境を整えます。
・地域活動の多様化や生活困窮が広がる中で、それぞれの人に必要なサービスを提供できるよう、福祉人材の確保に取り組みます。

亀岡市社協公式LINE

KAMEOKASISYAKYO
公式インスタグラム

(2)財政基盤強化

●地域福祉推進のための財源確保、予算執行への意識向上 ≪現状・課題≫

・会員(会費)の減少が課題となっています。
・介護保険事業等の収入の減少が課題となっています。
・組織内で事業の財源や予算執行の理解をより深めることが必要です。

≪めざす姿・取り組みの方向性≫

・社協活動を展開するため、会費等の地域福祉に関する財源の確保に努めます。
・職員が社協の財源について理解を深めることができるよう勉強会を実施し、適正な予算執行を行います。
・介護保険事業等の基盤を強化することで、高齢者や住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう支援します。

これらの組織基盤強化・財政基盤強化のための取り組みを行うことで、基本目標の取り組みを強化し、「互いにつながり合い、誰もがずっと住み続けられるまちづくり」を目指します。

今後、組織の発展のための計画を職員全員で作成することとします。

第4章
資料編

1.地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人　亀岡市社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）
第1条 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉の推進を目的とした地域福祉活動計画を策定するため、社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の任務）
第2条 委員会は、本会会長（以下「会長」という。）の諮問を受け、「地域福祉活動計画」の策定に関する事項について、調査、研究等を行い、会長に答申するものとする。

（委員会の構成及び任期）
第3条 委員会は、20名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。
（1）学識経験者
（2）自治組織代表
（3）民生委員児童委員代表
（4）地区社会福祉協議会代表
（5）ボランティア代表
（6）当事者組織代表
（7）福祉施設代表
（8）公募市民
（9）行政機関代表
（10）社会福祉協議会代表
2 委員の任期は、委嘱した日から地域福祉活動計画の策定が完了するまでの期間とする。

（委員長及び副委員長）
第4条 委員会に委員長1名、副委員長2名を置く。
2 委員長は、委員の互選によって定める。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
4 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代行する。

（会議）
第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
2 委員会は委員総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
3 議事は出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは委員長が決する。

（意見の聴取）
第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて説明を求め、
また意見を聴くことができる。

（庶務）
第7条 委員会の庶務は、亀岡市社会福祉協議会事務局で処理する。

（その他）
第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則
1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
2 最初に招集される策定委員会は、第5条の規定にかかわらず本会会長が招集する。
附 則
1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

2. 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

代表分野	氏名	所属団体名
学識経験者	岡﨑 祐司	佛教大学
	三宅 基子	京都先端科学大学
	青木 好子	佛教大学
福祉関係	上田 政行	亀岡市自治会連合会
	森永 正幸	亀岡市民生委員児童委員協議会
	山内 節子	亀岡市障害児者を守る協議会
	林 昭	亀岡市老人クラブ連合会
	木曽 布恭	地区社会福祉協議会
	日下部 育子	亀岡市社会福祉施設協議会
行政機関	亀井 鶴子	亀岡市健康福祉部
職員代表	浦 邦彰	亀岡市社会福祉協議会

敬称略

3. 計画策定の経過

日 程	会 議 名	内 容
令和6年12月19日	第1回 かめおか地域福祉活動計画 策定委員会	計画期間の延長について、意見交換
令和7年2月27日	第2回 かめおか地域福祉活動計画 策定委員会	前回からの修正箇所について、意見交換

市社協内で本計画に携わる職員を募集し、掲載内容等について検討を重ねました。

日 程	会 議 名	内　容
令和6年7月5日	第1回プロジェクト会議	プロジェクトメンバーの業務内容の確認 プロジェクト会議の目的の整理
令和6年7月12日	職員向け勉強会	「地域福祉活動計画の意義と役割」 講師：京都府社会福祉協議会　黒田昌一さん 「グループワーク」 住民の声を振り返ろう どんな社協でありたいか考えよう
令和6年7月13日～ 令和6年8月6日	課ごとに基本目標に沿って、成果と課題を協議	
令和6年8月7日	第2回プロジェクト会議	勉強会の振り返り 課ごとの中間見直しの結果報告
令和6年9月9日	第3回プロジェクト会議	市民福祉のつどいでの出展パネル作成 住民の興味関心があるページについて
令和6年11月6日	第4回プロジェクト会議	中間見直しに関する基本目標の整理 掲載する事業のピックアップ
令和7年1月8日	第5回プロジェクト会議	第1回策定委員会の報告 発行部数 発行後に取り組みたいこと

ご意見ご感想を
お聞かせください。

こちらの2次元コードを読み取ると、
入力することができます。

第３期かめおか地域福祉活動計画　中間見直し
令和7年（２０２５年）３月発行

お問い合わせ先
(福)亀岡市社会福祉協議会
亀岡市余部町樋又61-1 ふれあいプラザ内
電話：0771−23−6711
FAX：0771−24−0350
メール：tiikifukusi@fukukame-net.or.jp